

令 和 5 年 度

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

9月会議 9月 5日 開 会
 9月 14日 散 会

南 三 陸 町 議 会

令和 5 年 9 月 5 日 (火曜日)

令和 5 年度南三陸町議会 9 月会議会議録

(第 1 日目)

令和5年度南三陸町議会 9月会議会議録第1号

令和5年9月5日（火曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤	俊	君	2番	阿部	司	君
3番	高橋	尚勝	君	4番	須藤	清孝	君
5番	佐藤	雄一	君	6番	後藤	伸太郎	君
7番	佐藤	正明	君	8番	及川	幸子	君
9番	村岡	賢一	君	10番	今野	雄紀	君
11番	三浦	清人	君	12番	菅原	辰雄	君
13番	星	喜美男	君				

出席議員（13名）

1番	伊藤	俊	君	2番	阿部	司	君
3番	高橋	尚勝	君	4番	須藤	清孝	君
5番	佐藤	雄一	君	6番	後藤	伸太郎	君
7番	佐藤	正明	君	8番	及川	幸子	君
9番	村岡	賢一	君	10番	今野	雄紀	君
11番	三浦	清人	君	12番	菅原	辰雄	君
13番	星	喜美男	君				

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤	仁	君
副	町長	三浦	浩	君
総務課	長	千葉	啓	君
企画課	長	岩淵	武久	君
行政管理課	長	菅原	義明	君

町 民 税 務 課 長	高 橋 伸 彦 君
保 健 福 祉 課 長	及 川 貢 君
環 境 対 策 課 長	大 森 隆 市 君
農 林 水 産 課 長	遠 藤 和 美 君
商 工 觀 光 課 長	宮 川 舞 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
会計管理者兼会計課長	男 澤 知 樹 君
上下水道事業所長	糟 谷 克 吉 君
歌津総合支所長	山 内 徳 雄 君
南三陸病院事務部事務長	佐 藤 宏 明 君
教 育 長	齊 藤 明 君
教育委員会事務局長	芳 賀 洋 子 君
代 表 監 査 委 員	横 山 孝 明 君
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 正 文 君
選 举 管 理 委 員 会 事 務 局 書 記 長	千 葉 啓 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	遠 藤 和 美 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 正 文
次 長 兼 総 務 係 長 兼 議 事 調 査 係 長	畠 山 貴 博

議事日程 第1号

- 令和5年9月5日（火曜日） 午前10時00分 開会
- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 行政報告
 - 第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 4 まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

今日から9月会議の開催となります。決算議会ですので長丁場となりますので、健康管理をしっかりととなさって臨んでいただきたいと思います。また、円滑な運営に御協力をよろしくお願いします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、令和5年度南三陸町議会9月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から9月会議を通して取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条の規定により議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において7番佐藤正明君、8番及川幸子君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会運営委員長から議長に副委員長の選任の報告がありました。議会運営副委員長に村岡賢一君が選任されましたので報告いたします。

次に、議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

次に、お手元に配付しておりますとおり陳情1件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり各種会計決算及び基金の運用状況審査意見書、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、隨時監査報告書並びに例月出納検査報告書が提出されております。

次に、教育委員会より、既に配付しておりますとおり教育委員会の活動状況に関する点検及び評価報告書が提出されております。

次に、一般質問は、阿部司君、今野雄紀君、三浦清人君、後藤伸太郎君、伊藤俊君、須藤清

孝君、菅原辰雄君、及川幸子君、以上8名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、議会の委員会調査状況につきましては、お手元に配付したとおりであります。この際、各常任委員会及び議会運営委員会において行った所管事務調査等の概要について、委員長の報告及び説明を許します。

まず、総務産業建設常任委員長の報告、説明を許可します。総務産業建設常任委員長、佐藤正明君。

○ 7番（佐藤正明君） 当委員会は総務産業建設常任委員会であります。昨年の11月から本年の8月まで10か月の所管事務調査を行った結果を少し時間を要しますが、結びにつき下記のとおり報告いたします。

1、調査期日等については記載のとおりになります。

2、調査事件、地方創生事業の取組状況についてです。

3、調査目的、地方創生事業は地方が人口減少の傾向の中にあって、急速に進む人口減少を抑制し、持続可能な活力ある地域づくりを目標として国や地方が協調して推進している。当町の施策が地域住民の思いに寄り添い、地域活性化につながるものになっているか検討する必要があるため、地方創生事業の取組状況について調査を行ったものである、

5、調査方法、聞き取り調査及び現地調査になります。

4、調査事項と調査概要については、同時に報告させていただきます。

（1）高校魅力化及び地方創生事業の取組について。岩手県葛巻町では、高校生の全国募集の先進的な取組とまちづくりの担い手対策を調査し、まちづくりは人づくりの観点から地方創生施策における子育て世代への手厚い支援や地域の存続・維持を未来志向で行っている印象を強く感じる観察であった。

（2）南三陸町第2期総合戦略における移住・定住について。企画課職員からの聞き取り調査では、当町における移住定住策は6事業で展開されており、移住件数・人数とも年々増加傾向にありニーズの多様化に柔軟な対応をしている一方、お試し移住の制度化には慎重な姿勢がある現状のことだった。

（3）南三陸町の移住・定住について。南三陸ワイナリーでは、移住定住者の実際の活動及び生活における地域との関わりと地域の活性化につながっているかを調査。地域おこし協力隊を通じ、気概をもってビジョンやミッションを明確化し活動を続けており、地域に必要なものとなった認識の中で抱える課題に対し、積極的に取り組んでいる姿勢がうかがえた。また、空き家バンクを活用した新たな地域交流の形づくりの実現に向けた活動においては、改

めて現状と課題を認識させられる視察であった。

(4) 鹿児島県霧島市及び志布志市の移住・定住施策について。霧島市では、1市6町の合併を機に、奨学支援制度に係る若者応援事業を整備し、返還の猶予を自治会や地域活動と関わりにつながるように促されており、一方では、中学生の地元に対する意識の向上を図っていた。また、自治体で補えない部分を地元の企業の支援制度を活用し8事業を実施していた。志布志市は、地域農業を取り巻く産地衰退の現状を打破するため、農業公社の設立と新規就農者の育成に取り組み、27年の事業実績を裏づける組織体制が構築されていた。また、移住交流支援センターの管理者を地域おこし協力隊の出身者が担い、移住・定住希望者の窓口、移住者と地元民をつなぐコーディネート、情報発信や地元產品のPRなど、交流基軸として移住・定住のワンストップ窓口として機能していた。

(5) 栗原市の移住・定住施策について。栗原市では、企画部・定住戦略室が主体となり8つの定住促進事業を行っており、移住体験住宅を整備し、市民（新たな移住者）・地域・行政のチーム力を強みとし、地域ならではの温かい人柄を前面に、子育てしやすい町をアピールする事業展開が形成されていました。

最後に、地方創生の取組状況の調査の結びになります。地方創生事業は、全国的に進む人口減少の抑制と持続可能な活力ある地域づくりを目的として、国や地方が協調して推進している。各地方が人口減少の傾向にある中、東日本大震災によって人口が急減した当町における地方創生事業の取組は多くの課題と向き合い施策を展開しているものと推察される。第2期総合戦略中期における当町の地方創生事業について検証するため、当委員会では、令和4年11月から様々な事業について調査を行ってきた。当町においては、まち・ひと・しごと創生法の理念を踏まえ、課題に向かい合い活力ある持続可能な地域の実現を総合戦略の目的とし、3つの基本目標を掲げ取り組む中、新型コロナウイルス感染症の拡大や物価の高騰など、予期せぬ時代の変化に直面している現実ではあるが、総合戦略の計画期間は残すところ1年である。新型コロナウイルス感染症の扱いが緩和され、様々な場面で活気が取り戻されつつあり、新しい時代の流れを力にする機会が訪れている。これまでの調査を踏まえ、持続可能な地域づくりには地域に溶け込み活躍する多様な人材を受け入れる移住・定住のさらなる発展は必要不可欠である。横断的な取組として町が示す官民連携による南三陸町らしさの実現は、地域住民の協力がなければ真の事業の成果は望めない。ともに未来を開く人々が集う町をつくるために、南三陸町で暮らす地域住民のための施策であることを前提に思考し、人口減少や地域の活性化につながる次の戦略へとつなげることを強く期待し、結びといたします。以

上であります。

○議長（星 喜美男君） 以上で総務産業建設常任委員会の報告を終わります。

次に、民生教育防災常任委員長の報告、説明を許可します。民生教育防災常任委員長、村岡賢一君。

○9番（村岡賢一君） それでは、民生教育防災常任委員会からの所管事務調査を報告申し上げます。

1 の調査期日等でございますが、記載のとおりでございます。

調査事件に関しましては、自然災害に対する防災対策についてでございます。

調査目的としては、東日本大震災からの復旧・復興に伴い、高台移転や市街地整備、道路整備、防潮堤整備等、地震・津波に対する防災対策が図られた。一方で、当町においても台風や豪雨による被害が毎年のように発生し、住民の安全安心な生活を脅かしている状況にあることから、土砂災害をはじめとした自然災害（地震・津波による災害を除く）に対応するための防災対策について、効果的な対策が図られているか等の調査を行うものである。

調査事項といたしまして、（1）町の消防防災の現状及び消防防災施設の整備状況について。

（2）北海道胆振東部地震の復旧状況について。（3）災害に備えたまちづくりについて。

（4）豪雨災害等に対する防災対策について。

5、調査方法。記載のとおりでございます。

6 の調査概要でございます。

（1）当町の消防防災の現状及び消防防災施設の整備状況について、総務課職員から聞き取り調査を行ったものでございます。その中で、本町では消防団員の現状については、団員数が417名、令和4年4月から報酬の引き上げを行っているが定数には達していないという状況が示されました。以下記載のとおりでございます。

（2）自然災害に対する防災対策についてでございますが、自然災害に対する防災対策について検討するため、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震の被災地、北海道勇払郡むかわ町及び（3）にも該当しますが、厚真町にて聞き取り調査を行ったものでございます。むかわ町は、地震による建物倒壊の被害が顕著だった場所であります。全壊、大規模半壊が53戸。一部損壊以上が3,486戸に及び、丸2日間に及ぶ大規模停電も含め大変な被害を被った場所でございます。以下は記載のとおりでございますので、お見通しをお願いします。

厚真町においては、最大震度を記録した場所で地滑りが多数発生し多くの死者を出した。建物被害などおよそ8割強に上り、応急仮設住宅の建設が必要になったが、酪農家などのその

場から離れて生活することが難しい被災者のために、トレーラーハウス型仮設住宅を整備するなど臨機応変に対応していました。また、住まい再建に向けた各種支援制度の拡充策の一つとして、生活再建に向けた支援ガイドブックを作成し、全ての制度を組み合わせたシミュレーションを被害別に掲載して対応しておりました。以下は記載のとおりでございます。

(4) 北海道での観察を踏まえ、当町の豪雨災害に対する防災対策について、総務課職員並びに建設課職員から聞き取り調査を行ったものでございます。中身については記載のとおりでございます。

10ページ。7番結びでございます。当町における自然災害という2011年の東日本大震災の経験が脳裏をよぎることから津波が真っ先に想起されるが、震災後、幾度となく豪雨による土砂災害の被害も受けってきた。被災の規模は津波のそれを下回るが、発生頻度や被災箇所の多さは引けを取らない。町民の生命と財産の安全を守るために、豪雨災害への備えは極めて重要である。5年前の北海道胆振東部地震の被災地を見て、土砂災害への備えの重要性を改めて認識するとともに、原状復旧という制度の壁はどの被災地にもあるということも再確認させられた。被災からの復旧を考えるとき、災害発生の原因を取り除き、より暮らしやすい安全なまちづくりをするためには、被災前とそっくりそのまま同じ状態へと復旧しないほうがよい場合もあるのではないか。当町における松原公園の例もしかり、むかわ町における高校寮再建の議論の例もしかりである。なかなか見直されないままの災害救助法に、被災最前线の率直な声を上げていくことで、今こそメスを入れていくべきタイミングなのではないかと思う。機会を見つけ、被災地から中央へと声を届けたい。地震あれ、豪雨あれ、原因が別であっても土砂災害への備えは重要である。いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンとも呼ばれる土砂災害警戒区域等の数は年々増加している。400か所にも上ろうとしている、それらに対し対策は十分であろうか。

例えば、志津川中学校、南三陸高校、ハマーレ歌津商店街のすぐそばにも指定されているが、災害発生を未然に防ぐような根本的な対策を取ることは難しい現状がある。震災後に整備された巨大な河川堤防を全町的に張り巡らせるようなことは無理がある。となれば、早めの避難に重点を置いたソフト面での対策強化が現実的だが、防災意識の周知徹底には多くの時間と手間がかかる。分かりやすく迅速な情報提供、空振りを恐れない避難指示など、今後とも細部にわたる検討と、実際の訓練によるフィードバックを生かした見直しを続けていくことが必要不可欠である。南三陸311メモリアルで渡される防災ミニブックの冒頭には、「自然災害に対応するとき、絶対的な正解があるわけではありません。防災の知識を身につけ、さら

に起こり得るさまざまな事態にどう対応するかを語り合い、考え続けることが、いざというときの命を守る力につながります」という文章がある。これは自助を促す文脈の中の表現ではあるが、共助、公助でも同じく考え続けることが大切であることに変わりはない。これからも防災意識の高い町であり続けるために、津波、風水害だけでなく、火災、原子力災害等も含めた様々な想定を積み重ね、不断の見直しを続けていくという、地道で息の長い活動が大切である。もう二度と、自然災害で命が失われない町になるよう、防災対策のさらなる充実を期待して結びとします。以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で民生教育防災常任委員会の報告を終わります。

次に、議会広報常任委員長の報告、説明を許可します。議会広報常任委員長、後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） それでは、議会広報常任委員会です。

資料の3ページです。

議会だより第70号の作成について。それから町村議会広報クリニックを受講するために東京への出張をいたしました。

めくって4ページ。

令和5年度4月会議及び6月会議の議案審議、一般質問、採決の状況等を議会だより第70号にて住民に周知するため、議会だよりの作成を行ったものであります。また、議会日程を周知するための議会だよりお知らせ版を作成いたしましてホームページに掲載いたしました。また、今回は8月24日に全国町村議会議長会主催の議会広報クリニックに参加いたしまして、専門家から具体的なアドバイスをいただき編集技術の向上に努めたところであります。なお、次号以降の議会だより作成のため継続調査とするものであります。以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会広報常任委員会の報告を終わります。

次に、議会運営委員長の報告、説明を許可します。議会運営委員長後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 続きまして、議会運営委員会です。

資料の3ページには、各定例会、臨時会の議会運営について協議・検討を行ったという内容が記されております。

資料めくりまして11ページになります。

本年2月に神奈川県の茅ヶ崎市を訪問いたしまして視察研修を行ってまいりました。その内容を含めまして報告させていただきます。

調査期日、調査事件、調査目的、調査事項、調査方法等につきましては、記載のとおりでございます。

めくって12ページ。

調査概要につきましてですが、茅ヶ崎市議会を視察・研修いたしました。

①から⑤まで、決算審査での事業評価の導入、委員会での自由討議、政策討議、議会基本条例の検証・改正、一般質問における重複の調整と仮通告制の導入という5つの項目に注目して調査したものであります。内容につきましては、お目通しいただければというふうに思います。

めくりまして14ページ。

結びとさせていただきました。2月の視察、その後の協議の過程で見えてきたものにつきまして継続調査としてまいりましたので、この視察の内容を中心といたしまして結びといたしました。前段、それから先ほどの①から⑤までの1、2、4、5、それからその他という点につきましてまとめさせていただきましたので、朗読させていただきます。

茅ヶ崎市と南三陸町は深い絆で結ばれている。12年前の東日本大震災の発災以降、派遣職員として述べ11名の職員に足かけ7年の長きにわたって応援をいただいてきた。また、災害時応援協定も締結しており、友好的な関係を続けてきている。そのため、視察研修の前に当町議長、副議長も同席の下、佐藤市長を表敬訪問し、これまでの支援に対して感謝の意を表すとともに、今後のさらなる交流の促進について意見交換する機会をいただきました。両副市长、副市长2名いらっしゃいましたので2名とも御参席いただきまして元派遣職員の方々にもお出迎えいただき、手厚い歓迎を受けたことに改めて感謝したい。

市と町という違いはあるが、住民のために汗をかくという意味で、議員や議会の役割は同じである。南三陸町議会にはない取り組みを様々に行っている茅ヶ崎市議会であるが、全国的に見れば特段珍しい取組というわけではない。先行事例を参考にしつつ、南三陸町らしい議会にしていくためにはどんな取組が有効か、さらに検討していくべきである。

決算審査での事業評価は、次の予算にどう反映させるかまでをセットにして前に進めるべき取り組みである。茅ヶ崎市議会では過去に、この事業評価によって事業が終了、休廃止となつた事業もあり、予算の提案権の無い議会であっても決算審査から予算編成へという流れの中で一定の影響力を行使できる可能性を示しているものと思う。また、事業評価の結果を執行部側がどう受け止めたか確認するため、執行部から次年度予算編成等への反映状況の報告を受けている。これも重要な取り組みである。今後、導入を検討する価値はあるものと思う。

議会での議案審議は、執行部に対しての質疑・討論のみで進んでいくのが常である。論点・争点を明らかにし、内容の深い質疑を行うためにも委員間討議を行うことは有効であると考

える。しかしながら、当町議会では前例もなく、タイミングや議事の進め方が難しいため行われたことはない。自由討議に関するルールを明確にして、さらに議会での議論が深まり十分な審議が尽くせるよう取り計らうべきではないかと考え、まずは委員会のまとめを行う中の試行に取り組んだ。

議会基本条例も、議会活性化のためにもっと具体的な取組を盛り込んでいけるよう検討を加えていくべきタイミングだと思う。今回のような視察を行っても、議員個々がどんなところに興味を持ち、どんな行動をすべきと感じたか、現状ではその発表の場がない。成果発表や報告がなく、ただ旅費だけが計上されていれば、町民からすれば経費をかけて物見遊山に行ったのかと思われても仕方がないのではないか。出張するなら復命書を書き、帰ってきたら報告書を書くのはどんな組織でも当然の義務だが、議会議員にはその義務がない。そういう世の常識に照らしてもおかしな部分を是正していくためにも、基本条例をもう一度検証すべきではないだろうか。

当町議会の基本条例は、反問権の設定に関連して一度見直されている。しかし、議会運営における最高規範である基本条例を不斷に検証していく姿勢は不可欠であると考える。茅ヶ崎市議会では、4年間の任期中に一度、基本条例の検証を必ず行い、改正に当たってはパブリックコメントまで行っている。さらには見直しの時期を4年に一度から2年に一度とするよう検討もされているとのことであった。先進地であっても、さらに磨きをかけようと努力しているわけである。

当町議会の基本条例も、その内容が達成されているかどうかの検証を行い、見直すべきは見直す、追加すべき事項があれば追加するという行動を起こすべきではないだろうか。また、茅ヶ崎市議会では、基本条例の逐条解説を作成している。基本条例とはそもそもどういったものなのか、町民の多くが理解しているとは言い難い。議会自らこういったものを作成することで基本条例の認知や理解も進み、その課題や改善点も見いだせるのではないかと考えるものである。

とはいっても、当町議会においても住民と議会との懇談会で届けられた声を基に、処理水の海洋放出に関して国へ意見書を提出するなど、これまでの取り組みも一定の成果は上げており、今後も必要に応じて柔軟に対応していきたい。

一般質問も、議員1人で貴重な時間を使っているということを改めて自覚する必要がある。質問は住民を代表して行うものであるから、前の議員が質問したことを見た後の議員が発言することは考えられない。また、本会議を1時間維持するために、中継・録画機材の稼働や人件

費など相当のコストがかかっている。一般質問で同じ内容を違う議員が取り扱う場合も、当事者間で内容をよく協議して、質問の切り口を変えるなど有意義な質問となるよう留意すべきである。茅ヶ崎市議会の一般質問の時間は、1人につき30分である。

その他といたしまして、議場における水分補給に関しては、一般質問を行う議員で本人が必要とする場合のみ認めることとした。議場に入る前に議長に申し出て、飲む際にはカメラに映らないよう配慮していただきたい。傍聴者への資料の提供については、現状どおり資料を提供することとした。

先にも述べたが、議会の最高規範である議会基本条例に則した議会運営の在り方を考えることは重要である。町の執行部に対し十分な監視機能を発揮して、車の両輪のごとく町政を発展させるためには、車軸にブレはないか、サスペンションは効いているか、メンテナンスをすることが大切である。議会運営委員会だけでなく、議員一人一人が自覚と誇りをもって職責を果たしていくことが必ずや町民の福祉向上につながると信じて、これからも自己研鑽に励み切磋琢磨していくことを誓い、結びといたします。以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で議会運営委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

令和5年度南三陸町議会9月会議の開会に当たり、7月会議以降における行政活動の主なものについて御報告を申し上げます。

初めに、うみべの広場オープニングセレモニーについて御報告を申し上げます。

志津川地区グランドデザインに掲げる最後の施設として、7月29日、駐日チリ大使館臨時代理大使ルイス・パルマ様をはじめ、多くの御来賓の下セレモニーを執り行いました。うみべの広場の完成によりまして多様な特徴を持つエリアに一体感をもたらし、観光客の回遊性を生み出すことが期待できます。ルイス・パルマ様から逆境に直面したときの国民の立ち上がる力、意欲を称えられた後、「南三陸町とチリの歴史は60年以上にわたりつながっているが、私たちは、本日、この共有の歴史の新たな一步をともに踏み出します」と深い友情と固い絆を感じるお言葉をいただきました。

ラバ・ヌイ語で「未来を生きる」という意味を持ち、復興・友好・防災のシンボルである2

体のモアイ像も市街地を見渡せる所定の場所に設置され、この先の未来に向け人々を勇気づけ、温かく見守ってくれると信じております。

次に、東日本大震災思い出写真お焚き上げについて御報告を申し上げます。

瓦礫の中から収集された約13万枚の写真のうち、持ち主へ返却できなかった約11万枚の写真につきまして、大雄寺において8月16日にお焚き上げを実施いたしました。震災後10年を経過した時点で保存について検討いたしましたが、劣化が進んでいることや保存場所等の問題から大変心苦しい決断ではございましたが、廃棄することといたしました。震災から13回忌を迎えたのを機にお焚き上げをし、供養したものであります。なお、今回お焚き上げいたしました写真につきましては、データ保存をしております。社会福祉協議会において閲覧可能ということになっております。

次に、UPZ関係自治体首長会議について御報告を申し上げます。

UPZ関係自治体2市3町の首長及び防災担当職員で、令和6年2月に再稼働を予定している女川原子力発電所2号機における安全対策工事の進捗状況について、女川原子力発電所構内及びPRセンターにて視察研修を行いました。海拔29メートルの防潮堤、ガスタービン発電設備、淡水貯水槽、緊急時対策建屋などを視察し、東北電力の説明では住民の不安解消に向け今後も安全性の確保を最優先に工事を実施していくということでありますので、再稼働に向けた現時点での安心を確認をいたしました。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（星 喜美男君） ただいまの町長の口頭による行政報告に対し、特段に疑義をただすための発言であればこれを許します。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。8番及川です。

大変このUPZの関係自治体首長会議に出席されましたこと、御苦労さまでございました。私たちも30キロ圏内なので大分県内各地のことについては皆さん気が注視して見ているところでございます。そうした中で、この海拔29メートルの防潮堤ということ、町長も御覧になってきて安心されたものと思われますけれども、私たち県内の女性議員たちも2年前にこれを視察してきました。そうした中でお伺いしますけれども、以前私の一般質問で津波には備えが十分と思われますけれども避難道路、この間、先日町長が御覧になって、会議の中では視察はここにはないから、その避難経路そこまでは御説明は受けてこなかつたと思いますけれども、その辺のもし避難経路、女川町の避難経路が確立していたのかどうか。その辺と、それから私の一般質問の中で海水温、海の海水をタービンを回して海水をくみ上げるんです

けれども、私が7度高いということでPRセンターの職員からそのことを確認してきたんですけども、町長は1度だけだって、7度でなくて1度だけの認識だということを申し上げられました。そのことを今回再確認してきたのかどうか。その辺、これ大事なことですので、私は今でも7度高い水温が放出されるということを説明受けてきたので、それを思っておりますけれども、その辺いかがだったのか。この視察でその辺を聞いてきたのかどうかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 女川原子力発電所に対しての進入路といいますか、これは2か所ございます。女川から入っていく道路と、それから石巻から入っていく道路と2か所になっておりますので、女川の道路につきましては当然海岸線を通っていきますので低い地域ということになりますので、そういう意味では石巻からの通路、経路といいますか、そういうのを使うのが可能だろうというふうに思っております。

それから水温が7度も上がるということは、これ実質的にほとんどございません。例えば、この辺でも海水温どれぐらい上がったといったときに、1度とかそのレベルがせいぜいです。7度も上がるというのはとてもじゃないけれど魚住んでいられませんので、それはもう常識の範囲で考えればお分かりのことだというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 放出される、海水をくみ入れて、そしてタービンを冷やして、その水を海に放出する。それが7度高いんです。だからそのことに対してなんですか、もう一度確認お願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その件については、ちょっと確認はしてございません。改めて東北電力のほうに確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） ちょっとお待ちください。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうなんです。大分7度、今海水が日射状況が高くなっていますので、海水温そのものが高くなつて、それを再稼働した場合、それを取り入れてタービンを冷やすのに終わった後の海水が7度高くなるから、本当にお湯が流れているそういう状況になるわけです。それを懸念しているわけです。ですから、PRセンターでは私たちへの報告では7度高い、要するに現在であれば、夏場であればお湯というものが流れ出るということ。それを聞いているので我々県内の女性議員たちもそこを懸念しているわけです。だから、今全国

で稼働しておるところからも 1 日に何万トンというお湯となったものが流れ出ていて、そうすると海流が潮の流れですから温かい水が流れしていくということは、なっているわけです。そういうことを今後とも懸念されるわけですから、再稼働に向けては安心を確認、現時点では町長の安心を確認したということが載っておりますけれども、私的にはいかがなものでしょうかということが申し上げたいと思います。以上終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

うみべの広場のオープニングセレモニーについて町長から報告ありました。そこで伺いたいのは、車で結構毎日周辺へ止まって見ている人たちは多いんですけど、今後、報告にあつた観光客の回遊性が期待というそういう報告がありました。そこで伺いたいのは、これから町としてどのような仕掛けというか取組、活用方法を考えているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ちょっと違うんじゃないの。特段に疑義がある発言とは思えませんので、それは一般質問等で行ってください。

ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で町長の口頭による行政報告を終了いたします。

次に、書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） おはようございます。

3 ページの一番下の設計の業務委託なんですが、その設計の業務委託する際のこの予定価格というのは、設定これまでしていなかったんじゃないかな。それで 6 月でしたかのときも 1 度あったんですね。それで最低価格と最高価格の額がばあんと、ばあんとという言葉はなんだな、大差があったんですね。それでなぜ設計業務にこういうふうな予定価格設定したのか。その辺のところをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） どなたですか。（「休憩してもいいです、すぐ答弁できるの」の声あり）

暫時休憩をいたします。

午前 10 時 40 分 休憩

午前 10 時 43 分 再開

○議長（星 喜美男君） 再開いたします。

総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 御質問の件でございますが、予定価格につきましては必ず入札の際、設定するということになっております。ただ、公表につきましてはちょっとといつからかといふのは、ちょっと今手元にはないんですけども、二、三年前から公表をしているというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 二、三年前からこの予定価格を設定してたということですか。入札。違うでしょう。普通の業務委託いろいろあるんですけども、こういう設計関係の業務委託の際には予定価格というのは設定していなかったと記憶しているんです。それなぜ、前回もそうでしたけれども、なぜするようになったのか。この予定価格の積算基礎、積算、この額の。どなたがその基礎を、基礎的なものを、金額を出したのかということも聞きたくなってくるわけですよ。役場の職員がやったのか、あるいはどこかの業者さんからの意見を聞いてやつたのか。その意見を聞く、それから出してもらう場合には、この指名に入っている業者さん以外でなければならなくなっているわけです。それがどうなっているのかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） すみません、再度お答えいたします。

予定価格につきましては、設計でも建設でもそうですけれども必ず予定価格は設定いたします。その公表については、数年前から行っているというふうなところでございます。積算につきましては担当課で積算をしております。今、お話しされたようにその指名業者以外との参考というふうなことでの担当課での積算ということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 2ページ伺いたいと思います。

防火水槽の発注ありましたけれども、3件全部40トン級ということなんですが、こういった設置する際に今標準というんですか、そういったものでのあれなのか。それともその対応する地区住民のこの人口というんですか、住んでいる人の割合によってするのか。その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 防火水槽ですけれども、基本的には40トンというふうな標準の下に当町では設計で施工しているという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そこで分かったんですけども、そこで伺いたいのは予定価格なんです

が1件だけ100万円ぐらい違っていたんですけども、そういったやつは地理的条件なのか、それとも何らかのこの特殊な事情があつての予定価格だったのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） すみません、詳しいのは建設課長に答えていただきますけれども、あくまで基本的には地理的条件というふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 総務課長の答弁にありましたように地理的条件ということでございます。すみません、私のちょっと記憶に間違いがなければなんですが、当該この林地区についてはたしか箇所が狭いということで、たしか2分割のものを現地で合体させたと。ほかの部分についてはそのまま40トン型を運んで設置をするということでの差額だったやに記憶をしてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第4、一般質問を行います。

通告1番、阿部司君。質問件名、1、最低賃金に対する町の産業振興施策について。2、ふるさと納税の取組について。以上2件について阿部司君の登壇発言を許します。2番阿部司君。

〔2番 阿部 司君 登壇〕

○2番（阿部 司君） おはようございます。

ただいま議長より登壇して質問をする許可を得ました。質問をさせていただきます。

今回、質問を2件用意させていただいておりますが、質問の1件目でございますけれども、件名は最低賃金に対する町の産業振興施策についてでございます。質問の相手方は町長とさせていただきます。

内容ですが、このたび本年度最低賃金が示されましたが、当町においては震災復興完遂に迫る中で発生した新型コロナウイルス感染拡大による経済停滞、さらには国際紛争による資材高騰と各種産業分野における経済打撃とともに、この地に暮らす町民の生活を圧迫し続けて

いる。については、こうした背景の下、当町の今後の取組など以下の点について伺います。

まず1点目。本年度最低賃金設定に伴う各種産業の影響と課題について。

2点目。町内各企業の賃上げに対応する国の支援活用状況と町の支援対策について。以上2点でございます。よろしくお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは阿部司議員の1件目の御質問。最低賃金に対する町の産業振興施策についてお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目についてであります。御承知のように8月に厚生労働省が令和5年度地域別最低賃金額答申状況を発表いたしました。この発表によりますと、改定額の全国加重平均額は1,004円と、宮城県では40円引上げの923円となっておりまして、10月1日から発行される予定であります。

最低賃金改定による各種産業の影響と課題についてであります。事業者の観点からすれば、人件費の負担が大きくなること、また、それに伴い新たな人材の採用が難しくなるのではないかといったことが考えられると思います。

最後に、御質問の2点目についてであります。最低賃金引上げに向けた中小企業小規模事業者支援事業として、業務改善助成金という国の支援制度があります。この制度は、賃金の引上げに対応するため、事業者が業務改善を図るために実施する事業であるため、現時点では、活用状況の把握はできておりませんが、町としましては今後、町内事業者が制度の活用時期を逸することのないように、国、県、あるいは商工会といった関係機関と連携を図りながら、制度の確実な周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ただいま概略的な御説明をいただきました。それで、特に影響を受けている業種などありましたら、説明をお願いしたいのですが。全般的に全部影響はするんでしょうけれども、特にこういう業種が大変じゃないかなという、そういう傾向がありましたらお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 最低賃金が上がるということになれば、当然のごとく、雇用を抱えている事業者、これは全てがそういった影響が及んでくるというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そうですね。一応、今現在、最低賃金この9月までですけれども883円

が適用になっております。この883円が40円単価が上がりまして923円になりますけれども、この今よりも仮に1か月1日8時間働いて21日間、仮に通常のフルタイムで働いた場合は大体金額にして6,720円増額負担になるわけです。今現在、例えば1か月に普通の計算でいきますと、21日働いた場合は大体883円でした。14万8,344円ぐらいになるんですけども、これが仮に単価が、仮にとって実際上がるのは最低賃金法だから必ずなんですけれども、これが40円引き上がった場合は15万5,064円というふうになります。この賃金ですと1年間働いてどのぐらいの金額になるかというと、200万円までに至らないんですね。最低賃金ですから、いわゆる非正規労働者ですと、大体恐らく、賞与なんかは該当してこなくなるでしょう。そうすると、180万円か90万円、残業手当を含めても200万円になるかならないかぐらいの線になると想うんです。これが現状だと思うんですが、労働者にしてみれば賃金を上げたいと、上げてほしい。経営者にしてみれば、先ほど御説明もありましたけれども、大変重荷になります。今までよりも賃金が加算するんですから、当然のことですね。負担になるわけですけれども、遡って昔から見てみると、昭和52年、今から45年前ですけれども、宮城県の最低賃金は271円なんです。その271円が今現在この9月までは883円ですね。そうすると、この45年の間に3.25倍増えているんですよ。もっと分かりやすく言えば、昭和52年に1年間に271万円の賃金で働いていた人件費が、この45年の今日には883万円、同じ労働だったらばそのぐらいの経費がかかるという。大変な3.25倍かかるんですけども、それが来月からは923万円。そのぐらいかかってしまうと。3.4倍ぐらいかな。そのぐらいになるんですけども、その経営者を支援する方法というものを、先ほどの答弁もいただいたんですが、それは真剣に考えて事業主の人には漏れなく、それを該当させていくという方法をこれ考えていかなきやならないと思うんです。その方法をもれなくという方法なんですけれども、何かこういうふうな方法で進めたいという考え方をお聞かせいただきたいんですが。

○議長（星 喜美男君） 暑い方は脱衣を許可します。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） こういった最低賃金制度につきましては、基本的には官報のほうでも出ますし、それから基本的には経営者の方々というか商売なってる方々はほとんど商工会に加盟しておりますので、商工会のほうから周知をするということが、これまでそうでありましたし、今回の場合もそういうふうな対応の仕方をするんだろうというふうに思いますが、いずれにしましてもこういった最低賃金が決定したということになりますと、企業側とすればしっかりとそれを守っていくということが最低限の約束事ということになりますので、企業の経営者の皆さんにとっては、大変なかなか今、電気料も上がって資材も上がって、なかなか

か利益を出しかねない、出せないという状況の中で、ここで賃金、いわゆる固定経費になるわけですので、この固定経費が上がるということになると必然的に経営の圧迫につながっていくということは間違いないだろうというふうに思います、ただこの部分に行政として支援の策が出るのかということになりますと、これは残念ながらなし得ないということですで、ここはひとつ御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） この南三陸町の現在の産業構造というものをちょっと私も調べてみたんですけれども、1次産業、2次産業、3次産業の構造がどうなっているかという生産額で見てみたんですけど。生産額で1次産業41億2,100万円なんです。事業のその生産額比率から見ると8.51%なんです。2次産業は183億2,100万円なんです。事業比率から見ると37.83%。3次産業はどのぐらいかっていうと259億7,600万円です、生産額。それでどのぐらいのシェアなのかというと53.64%なんですよ。それが多いのか、少ないのかというふうな、ちょっと見てみると、県のいわゆるこの宮城県の状況から比べると、1次産業は1.39%なんです。生産額ですね。それが、当町では8.51%、かなり多いんですね。そして宮城県で2次産業を見ると23.67です。そして当町は37.83%。3次産業は宮城県で74.92%ですけども、3次産業が53.64%。これが生産額の割合です。それに対する今度就業者がどのぐらい配置されているのか、従事しているのか、15歳以上の実際の働いてる方ですね。そういう人が1次産業1,370人いるんですよ。21.75%です。そして2次産業は1,926人なんですね、30.57%です。3次産業は3,004人です、47.68%。これから見ると何が言えるかというと、1次産業は従事している人はいっぱいいます。21.75%。そしてその金額で、生産額で見ると8.5%です。8.51%ですかね。ということは2次産業と3次産業が逆なんですけれども、いわゆる従事しているパーセントは低いんですけども、生産額で占めているその割合は高いと。3次産業も同じです。そうすると、1次産業をどうするかという問題がこの南三陸町においては大きな課題になってくるんですよ。実際に見てみると、これは、41億2,100万円の生産額なんですけれども、大体農業分野で15億円ぐらいかな。あとは水産がほとんどでしょう。そういう感じになるとと思うんですけども、これを何とかして、いわゆる生産額を増やさないと、この町の振興というのがなかなか思うようにならないと、達成が難しいというふうに思うわけであります。もちろん1次産業、2次産業、3次産業、みんなそうなんですけれどね。特に、県の平均から見てもそういう課題が浮いて見えてくるというふうな現状であります。

先ほど、一番最初に答弁でいただいた業務改善助成金ですか。そういうふうな補助金があり

ますよって、厚生労働省でたしか出しているはずなんですけども。それをやると業務改善になるんですよ。私も調べてみました。そういう事業をどんどん活用していかなくちゃないんですけれども、いわゆる企業にとって、いわゆる成長するというのはその業務改善以外にはないんですよ。簡単に言えばイノベーションです。技術革新ですよ。この辺についてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部司議員に対する答弁を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 適切な答弁できるかどうか分かりませんが、お話をさせていただきます。

先ほど県内の1次産業、2次産業、3次産業、それから町内のそういったお話もいただきました。そもそも、それぞれの自治体においては産業特性がございますので、一概にそういった数字が宮城県と同じようになるかということになりますと、これは決してそうはならないということだけは御理解をいただきたいというふうに思っております。

イノベーションというお話でございますが、基本町内で、町内で分かる、私の分かる範囲をお話しさせていただきますが、基本的には一つには、水産業が安定して水揚げがなかなか取れないということがございますので、町内の事業者の方が、今、陸上養殖ということに取り組んでございます。これはうちの町だけではなくて、北海道も含めてなんですが、陸上養殖にどんどん取り組んでいくという企業の方々が増えてございます。御承知のように海水温が上がっているということで、従来の水産物がなかなか安定的に上がってこないということがありますので、そういった対応ということで陸上養殖ということなんですが、反面、陸上養殖には、どうしても経費がかかります。それが市場に出したときに、果たしてかかった経費と見合ったような形の中で落札になるかということになりますと、これもまた頭の痛いところだというふうにお話は聞いてございます。いずれそういった、水産についてもそういった話がございますし、あるいはいわゆる2次水産加工業の方々も、いわゆる人手不足ということも含めてロボット化をいろいろ進めているということがございます。基本的に町内の水産加工業者の方々、卸先に卸しますと大体、年間これぐらいの金額でというのは決まっているんですよ。この金額で卸せということになっておりますので、材料の購入のときに材料単価が

上がってくるとそれに応え切れないというのがございますので、そういった経営環境としては大変厳しい中でどう対応していくかということについて、そういう省力化ということの中でのロボット化とか、そういうことを含めて取り組んでいらっしゃる企業の方々がいますので、そういった方々が本当に頑張ってやっていただいているということは大変ありがたいなというふうに思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 御説明ありがとうございます。

私もイノベーションというふうなことで、7月だったかな、7月の11日頃の新聞だったんですけども、この町内のある業者、もう皆さん大方御存じだと思うんですけれども、ある生ウニの加工をしている人なんですけれども、そういう業者が、いわゆるある施工方法を用いて冷凍した生ウニが解凍したときに、どうしても今まで溶けてしまつて商品価値がなくなる。それをある技術を用いて、それが生ウニと収穫したときに同じようにできますというふうな、そういうニュースがあったんですね、テレビでも放映していましたけれども。それで何がこれがいいのか、どういう影響が出るのかってちょっと考えてみたんですけども、やはりウニが食べられるというのは夏の1シーズンなんですけれど、その時期のウニを保存して、大量に保存して、それを供給する。それが周年でできますよと。それに伴つてさらにメニューもたくさんできますよと。今仙台方面で出荷しているらしいんですが、それもこれから東京にも出しますよと。そうすると販路も拡大します。加工も一時期に集中して忙しいわけじゃない。そうすると労働配分も均等にできるわけです。何が言いたいかというと、計画生産ができるということですよ。雇用も安定してくるということです。販路も拡大していくからか、結局ある程度、労働従者増やしてもそれだけの対応ができるという、いずれは海外にも出せます、出しますというようなことを言つているらしいんですけれども。やはりこれがイノベーションだと思うんです。企業が伸びていくというのはイノベーション以外にはないんですよ。このイノベーションというのはどういうふうにしてできるかというと、経営者1人の努力ではなかなか難しいんです。やれないわけじゃないけれど、ふだんは、普通はなかなかできないです。いわゆるそこに働いている10人なり、30人なり、50人なりの、いわゆる従業員の人が知恵を出してくれて初めてそういう結果が出やすくなるんですよ。ということは、従業員の帰属意識を高めてやらないとそういう効果というのは出にくいんですよ。何言いたいかといいますと、賃金をある程度上げてやらないと、努力した人はそれなりのいわゆる経営に反映させないと、経営帰属意識を持たせないと、それがなかなかできないという。

そのためには常に休みなくイノベーションを繰り返してやらなくちゃないと。1回やったらそれだけでいいというわけじゃないわけですよ。来年も再来年も、それが必要なんじゃないかというふうに思うんですが、それで、もっといいか悪いか分かりませんが、この前の今の首相、岸田首相が新しい資本主義会議というようなことで、その会議で今の中の最低賃金を日本全体の目安なんですけれど、1,500円まで、西暦2030年半ばまでに上げるよ、計画するよ、毎年今の中の4.5%ぐらいの比率で上げていきますよということを、みんなの前でもう説明しているんですよ。ということは、今までえもこの宮城県は923円なんですけれども、東京と比べると200円近いんですね、差が。当然、賃金の高いところに人が行くと。当たり前のことです。これについていくためには並大抵のことじゃないんですよ。だからイノベーションをどういうふうにするんですかと。これをどういうふうにフォローするんですかと。これが必要なんじゃないですかということなんだね。

それで、その観点からの質問なんですけれども。町はなかなかそういうのは支援できませんよと、確かにそうでしょう。だったらば、それを県なりに要請はできないものでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろお話をいただきました。先ほど私、陸上養殖と言ったのは、今お話をありましたように、いわゆる時期でないときに出荷ができるということ、それが陸上養殖の強みなんです。計画出荷ができるということになりますので、そういう取組をやっていたいているということです。基本ですね、今お話をありましたように、お話ししているのは、多分C A S冷凍のことだと思います。要するに、冷凍をかけて時期でない時期に出荷するということについては、実はこれC A S冷凍はですね、震災前に、その前にだ、島前高校のある隠岐市の隠岐です。隠岐町かな、隠岐町だっけかで、実はそのC A S冷凍をスタートしたんですよ。あそこは島なものですから、安定してなかなか出せないということですので、C A S冷凍をして、いわゆる魚あるいはウニも含めて、ウニはちょっと弱いんですけど、細胞を壊さないで冷凍して、それを解凍して、冷凍する前と同じ食感を味わえるということがあって、それが非常に評判になりました。震災前に実は志津川漁協の組合長を含めて何人だ、五、六人行ったのかな、あと町も行きました。千葉県の流山市にC A S冷凍の会社がございます。そちらのほうに視察に我々行ってまいりました。町内のいわゆる町内で取れる魚とか、貝とか、そういうものを持っていって、C A S冷凍をしていただいて、それを持ってきて、あと半年、4か月後かな、それこそ震災の前の月です。解凍してそれを食したということがございまして、大変ホヤも含めて、大変おいしくいただけたというのがあって、これを漁協

と町と連携してこのC A S冷凍を何とかできないかということでスタートしようかと話のときには、その翌月に震災になったということです。

ただ一つ問題、今は分かりません。今は分かりませんが、当時の問題はC A S冷凍をしたものについては、C A Sの冷蔵庫でないとうまく保存できないということもありますし、スーパーでは本当にC A S冷凍をメインとして扱っているスーパーさんは、C A Sの冷蔵庫を持っていました。ですからそこにはC A Sのものが入るんですが、そのC A Sの冷蔵庫を持っていないところにはC A S冷凍したものはなかなか持ち込めないという欠点があったんです。

その後どのように進化していったのか、うちの町ももうC A S冷凍についてはもう1回はそれでぼしやっちゃったもんですから、その後進んでないということがあります、そういうような取組というのはずっとあるということは間違いないというふうに思います。

先ほど、さつき一番最初に、質問の一番の根っここの部分の最低賃金の話になりましたが、確かに923円ということになりましたが、実は震災のときに、ある町内に出店をしたいというフランチャイズの店が出た最低賃金がですね、時給1,400円です。東京から来た方がびっくりしておりました。東京よりはるかに高い時給なのかというお話は。それからいわゆる労働の需要と供給のバランスということが崩れると、こういうことになってくるというふうな典型だと思います。

それからせっかく最低賃金の話になりましたんでもう少しつけ加えて言いますが、これなかなか労使間で分かれる話なんですね。体力的にある企業はこれはもう問題ないというふうに、例えばくくりで言えば、経済3団体で言えば、経済3団体は基本的には上場企業が多く入っていますので、こういったところは時給というよりもはるかにもう高いお給料をお支払いしておりますが、中小企業4団体というのがありますが、これ中小企業4団体というのは非常に中小零細企業が加盟している企業でございますから、体力的に非常に弱いんです。こういうところが最低賃金とやり取りで、非常に体力を消耗するということになっております。

ちょっと具体な話しますが、2018年に、お隣韓国の話なんですが、政権交代して2018年に最低賃金16%上げたんですよ。2019年に10%上げて、2020年に3%を上げた。要するに3年間で30%上げたんですよ。これは政権の方針です。それで、10万円の1か月の給料が一気に13万円になったんですよ。当然、中小零細の企業が払えないんですよ。そうすると何をしたかっていうと、いわゆる雇用を切るです、雇用切りです。もう首にするしかないんですよ。ですから、今まで例えば10万円の給料で10人の社員を雇ったときに年間100万円払えばいいのが、130万円払わないと。ところが30万円払う余裕がないんで、何をするかというと、2人か3人、

人を切るしかないんですよ。そして人件費の総枠をある程度そのままにしておくということをやって、それで何が起きたかっていうと失業率の高止まりです。問題は、それにとどまらないで、いわゆる雇用不安が今度はつきまとってまいりますので、雇用負担が付きまということは、今度は消費マインドもどんどん冷えていく。そうすると国の経済が回っていかなくなるという悪循環に陥ったということがあります。

ですから、したがって最低賃金を上げるというのは、基本は労働者の方々は最低賃金上がるというのはこれは非常にいいことです。ある意味、上げていかなきやいけないというのはこれ一つ国の方針性と大事だと思います。今日日本の労働者の所得というのは、もう世界でもだんだん落ちてきているというのは現実であります。そういうことを考えた際に、上げていかなければいけないという実情はあると思いますが、しかしながら反面、今度は雇用側としてそれにどれだけ耐えられるような体力があるのか、あるいはどれぐらいの、いわゆる価格転嫁が商品にできるのかということを含めていくと、大変トータルで考えていくいろんな問題が含まれてくるということですので、そこの中でどこで折り合せをつけるのかということがこの最低賃金をどこに落とすかということになってくると思います。

ですから、最低賃金を決める際には、労使双方から出て、様々な議論を組合せながら、この最低賃金をどれぐらいにするかということを決めていくということですので、ですから簡単に上げればいいという問題ではなくて、そういう様々な要因が絡んでいるということをお聞きをおきをいただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） そのとおりだと思います。業務改善助成金の話なんですが、賃金上げれば労働者は喜ぶんだけれども、その経営者、雇主は大変ですよと。雇い止めせざるを得ませんよ、そういう事業も出できます。それは当然でしょう。当然なんですが、やはり人手でやっているものをある程度、いわゆるロボット化もこれやむを得ざることでしょう。そういうのもやらないと、なかなか規模拡大というのはできないと思います。

この業務改善助成金、ちょっと私も読んでみますと、いわゆる最低賃金30円なら30円上げることが条件なんですけれども、それプラス業務改善に必要ないいろんなパターン、やり方あるんでしょうけれども、例えば機械を導入するとか、何らかの改善努力をすることが必要だよ。それに伴う上限100万円に対して助成金を出しましようと。もちろん採択は、要請したその内容を見て判断しますということになるんですけども、やはり改善するためにはいろんな不要なもの、それは削除しなくちゃいけません。それやらない限りは、規模拡大も省力化

もできないはずなんですよ。これはやむを得ざることだと思うんですね。ただ、私が言いたいのはそういうことも必要なんですが、先ほど1次産業のほうでちょっと話触れたんですけれども、1次産業の場合は家族経営中心となってきて、この事業申請するにしても恐らく採択にならないような人が多かった、多いと思うんですよ。そういう人たちをこれからどうするかということも考えなくちゃないことなんです。今日この話になると、一般質問が農業の話になってしましますので深入りはしませんが、やはり全般的にこの南三陸町の産業全体を考えていく場合は、こういう業務改善補助金みたいなものを要請していく必要があると思うんですよ。今度宮城県の知事が全国知事会の会長になりました、やはりこの問題は地方ともう都市の格差の第一問題なんですよ。どうするんですかというふうな問題の、最も上位ランクの問題なんですね。できればこういう類した事業、あるいは小規模をどうするんですかと。そういう要請も働きかけとして必要なんじゃないかと思いますけれどいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今お話しの業務改善助成金なんですが、実際問題として今使ったことないんですよね。使ったことがある方ないんです。実際どういうことかというと、基本、それを入れて、果たしてどこまで自分の企業としてやれるのかということについての見通しといいうのはなかなかこれ読めないんですよ。ですから、なかなかこれを利用する方がいらっしゃらない。それで、周知をするということは、これはもう当然周知をするのは商工会を含めてやっていただいておりますが、なかなかそれに取り組まないというのは経営者サイドとしての、これはある意味経営判断だと思っております。そういう中で、我々行政として、我々ができるのは、ある意味使い勝手のいいものにしてやるとか、あるいはもっと拡充するためのものを、国のほうとか県に含めて、そういうことを働きかけるとか、そういうことはできますが、最終的にこれを導入するかどうかという判断は、これは経営者と最終的にはそこに行きますので、その方々が使いやすくしましょうよということについては、これはもう全然我々としてもそういった動きはやぶさかでないというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 一応、最低賃金、先ほども言いましたけれども、国では1,500円をめどに、もっともっと上げますよというようなことを目指しております。オーストラリアが2,039円かな、今現在ね。それからドイツ、イギリス、それから韓国、アメリカみんな日本よりも高いです。今現在は961円で頑張っていますけれども、今回、来月から1,004円かな、そうなったんですけども、まだまだ実際に上げていくでしょう。我々が力及ばないで、なかなか支

援できないというのも当然分かるんですけれども、社会は待ったなしにもう進むと思うんです。こういう話を、この一般のこの議会、地方議会で言っていいかどうか分からんんですが、今18か月するといわゆる万博開催されるんですよ、大阪の万博。大阪万博で何をやるかっていうと関西、関東関西のいわゆる経済再建を目指して、今の技術と科学の力、経済を盛り上げようというふうなことで、ありとあらゆるイベントを考えているんです。その中の一つが、いわゆるエアタクシー、いわゆる空飛ぶ車です。これを5,800台受注しているんですよ。それで、この受注で熱海空港からイベントを起こすその万博まで輸送するのを、なりわいとして実際に営業するらしいんですね。これがもう今2年後から一般化するでしょう。全日空とかトヨタとか、そういう業者も関連して、本格的にもう参入してやっているわけですよ。何言いたいかというと、関西の人たちは本気になって経済再興を考えているんですよ。我々東北のほうもそれなりのことをやらないと、どんどん遅れを取ると思うんです。大変難しいんですけども、じゃあこの議会で何ができるかというと、ただそういう状況が起きているということだけは事実だと。やはり真剣に考えて1次産業こだわる、どうのこうのというわけじゃないですよ、全部の産業を考えながらこれからどうすべきかということも踏まえて、この産業振興のことを考えていかなくちゃないとと思うんですね。その辺、町としてどういう考え方をお持ちか。難しいんですけどもね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろお話をいただきました。空飛ぶタクシーから含めていただきましたけれど、基本やっぱりそれぞれの地域に根差した企業というのは、これまでの歴史があります。それから伝統もあります。そういった中で脈々と地域経済に貢献をしてきたということから紛れもない事実でございますので、そういった企業の方々がこれからも持続可能な企業経営として進めていくということで、それがいろんな知恵を出しながらやっているということだと思います。今、阿部議員がおっしゃったように、飛躍的な技術の問題よりも、まず地に足つけたようなそれぞれの企業の方々がどのように、さっき言いましたように持続可能な企業として経営をしていくかということをしっかり考えていくということがまずは地域の産業を守るという意味では大事なことではないのかなというふうに思います。

いずれにしましても、今度、大阪の話になりましたから、熊本に台湾の大手の集積の会社入ってまいりますし、それから北海道の千歳空港の近くにも同様の施設が今工事中ということになりますので、どんどんそういったイノベーションが上がっていいく、そういう国に今日本が全体としてはなってきているということですが、しかしそれを支えるのは95%は中小企業、

零細企業であります。そういった中小企業、零細企業、日本の95%を支えるそういう企業がしっかりと日本経済のいわゆる一つの歯車として日本全体を支えていくということが、これもまた一つ大事なことだろうというふうに私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、1件目の質問は返事いただきましたので、これで1件目は終わりたいと思います。
それと、続いて2件目に入らせていただきます。

続いて、2件目の質問でございますけれども、質問件名は、ふるさと納税の取組について、質問相手は町長とさせていただきます。

内容でございますが、2008年から始まったふるさと納税は15年経過した2022年現在において1兆円市場へと成長し、過疎化に財政難に悩む地方の自治体においては、寄附金額増額と地場産品の拡大へと夢を膨らませ希望の光にも見えてきている。については当町の今後の取組として以下の点について伺う。

1点目、ふるさと納税創設からの推移と返礼品の内容について。2点目、ふるさと納税の主な使途と返礼品のリピート割合について。3点目、ふるさと納税增收への取組と返礼品選考、地場産品の需要拡大について。以上3点でございます。よろしくお願ひます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問です。ふるさと納税の取組についてお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目になります。制度創設からの推移と返礼品の内容についてであります、平成20年4月に創設されました、ふるさと納税制度につきましては、今年で15年目を迎えるということになりました。制度創設当初から今日に至るまで、本町出身者や町にゆかりのある方、支援団体、企業など、さらには本町に思いを寄せる多くの方々にふるさと納税を通じたまちづくりに御参加をいただき、この場をお借りして改めて御礼を申し上げたいと思います。

本町においても、本制度がスタートをして以来、受納件数及び寄附金額について毎年増加傾向にあります。返礼品の内容についても、地場産品にこだわった海産物等の各種返礼品を用意をいたしております、現在は292件の商品数となっております。

次に、御質問の2点目です。ふるさと納税の主な使途と返礼品のリピート割合についてであります、主な使途につきましては、これまでおらほのまちづくり支援事業補助金、太陽光

パネル設置補助事業、高校魅力化推進事業等に充当させていただいているところであります。

また、返礼品のリピート率については、毎年返礼品の内容に変更があるために正確な数値はお答えできませんが、令和3年度及び令和4年度におけるカテゴリー別の返礼品の割合については、魚介類が約60%、肉類が約20%となっておりまして、地場産品の普及の一助になっているところであります。

最後に、質問の3点目になりますが、ふるさと納税增收への取組と返礼品先行地場産品の需要拡大についてですが、ふるさと納税制度に関する自治体間競争がより激化をいたしております。そのような中において、本町のふるさと納税の受入拡大につながる仕組みの改善や、地場産品を生かした返礼品の新規開拓を進めるなどし、ふるさと納税を通じた本町のPRや返礼品の需要拡大に努めてまいりたいと思っております。

今後とも寄附者の皆様との信頼関係を大切にしながら、より寄附件数が増加するように、これまで以上に創意工夫を凝らしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。それでは、一つずつ確認して質問させていただきます。

ふるさと納税の年次別推移なんですけれども、2011年が一挙に全国28位という、震災のときだから伸びているんですけども、それ以降、停滞気味で、ここ3年ぐらい前からまた伸びてきているんですけども、その伸びてきている要因と、それから件数がどのくらいあるか。そして寄附額の大体の平均このぐらいですというような、その内容あればお答えいただけます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 一つ前段としてお話ししさせていただきますが、ふるさと納税について否定するつもりはないんです。ないんですが、基本、ふるさと納税の制度の創設のときの趣旨というのは一体何なんだということなんです。これは自分のお世話になったふるさとに御礼で税金を納めましょうということがスタートでした。多分、先ほども私激化しているというお話をさせていただきましたが、まさしく返礼品競争になっておりまして、これは非常にある意味、私は憂慮すべき事態かなというふうに実は思っているんです。ただ、とはいえる、といえ、そんなきれいごとばかり言っていたのでは、うちの町にふるさと納税が来ませんので、それはそれとしてやっぱり町としてもしっかりやらざるを得ないということで取り組んでおります。

お気の毒だと思っているのは、神奈川県の川崎市なんですが、あそこはふるさと納税のマイナスが115億円んですよ。まさしく税収から115億円がそっくり抜けているということです。抜けた分は、国からも制度的に恩恵もあるんですが、残念ながら川崎はないんですよね。そっくり抜けっぱなしなんです。この間、川崎の福田さんという市長で、うちの町の派遣職員寄越してくれたんで何度かお話ししたことがあるんですが、非常に温厚な方ですが、あの温厚な方がこれは制度の不備だって怒っているんですよ。まさしく立場がそうなれば、そういうふうに言わざるを得ないんだろうなというふうに思っております。しかしながら、とはいえる、とはいえる、うちの町としてのふるさと納税の内容については、担当の課長のほうから答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

まず寄附額の推移でございますが、阿部議員からお話ございましたとおり、2011年、平成23年につきましては5,345万円ということで公表がなされているとおりでございます。その後、若干減少に転じた時期もございますけれども、金額といたしますれば年々増加傾向にございまして、令和4年度と考えますと7,393万円ということで公表をさせていただいてございます。

また順位といった部分の推移でございますが、これも先ほど議員お話ございましたとおり、平成23年には宮城県内、宮城県を含めた36団体としてカウントをさせていただく中で、県内では4位ということでございましたが、現在は宮城県を含める36を分母といたしますと26位ということになってございます。

また寄附額の平均ということでございますが、最新といいますか、令和4年度と令和5年度のこの上半期と言われる部分について件数と金額を対比させていただきますと、おおむね1件1万円程度となってございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ありがとうございます。

返礼品に対しては伸びてきているから、いろいろだんだん多くなってくると思うんですけども、この評価というものはどういうふうな評価いただいているんでしょうか。お客様から。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは、すみません、先ほどの御答弁で1点私申し上げるのが漏れてございました。件数、伸びている要因ということでお話がございました。実は2020年の途中から、いわゆるそのふるさと納税を取り扱う支援業者の方々に関連する事務のほうを委

託させていただきございまして、それまでは毎年全国順位で一番大きいところですと、平成26年から27年、2014年から2015年で、354位という下落の率、率といいますか順位となつてございました。これに対しまして、今申し上げました支援業者のはうに一部事務をお願いするようになりますから、特に2020年から2021年、令和2年から令和3年の順位、全国順位でございますと令和2年から令和3年で109位全国で順位を上げたという実績になってございます。

評価といった部分でございますけれども、その返礼品の掘り起こしといいますか、その洗い出し等にこの業者等にもいろいろ尽力をいただきておりますし、町内事業者の皆様にもこのふるさと納税といったものの仕組みへの御理解と御協力を賜っているといったことが金額の増加にはつながっているものだと評価をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 返礼品の数は大体、今メニューどのぐらい用意されているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどちょっとお話しました292件になります。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ふるさと納税は10月から始まって翌年の9月で1事業年度として扱うらしいんですが、ふるさと納税も細かく規定されてきて50%以下の経費でとどめてくださいというふうなことが、恐らく総務省から入っていると思うんです。あらゆる経費を、宣伝費から輸送費から、いわゆる返礼品そのものの本体価格まで含めて50%以内、いわゆる実際に使える自由に使える寄附金額は50%以上にしてくださいという話だと思うんですけども、今現在はどういうふうな状況でしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

お話をございましたとおり、ふるさと納税制度その寄附金額を10としました場合に、返礼品等の割合でございますけれども、まず返礼品につきましては3割といったことになってございます。また、2割を諸経費、発送等の経費、あるいは委託等の経費に充てさせていただきまして、残る5割を町の収入という形で処理をさせていただくといった最終的な流れとなります。

今現在の割合ということでございまして、実際のところ令和4年度でございますが様々な価格が高騰したということがありまして、特に燃油価格の高騰等を受けまして、その返礼品の

発送等に要する経費が若干広範になって上向きになったといった部分がありまして、53.7%ということで、やや経費と返礼品で3.7%ほどオーバーしたという事実はございますけれども、この点につきましては宮城県等とも話をさせていただきまして、特に本町に限ったお話ではないということで、特段の避けがたい事情ということで御了解を賜っているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 返礼品のリピートの状況なんですけれども、やはり増えていると思うんですが、今、放射能問題で汚染水問題なんですけれども、これが徐々に広まってきているような感じもするわけです。その風評被害で、今現在は大したことないと思うんですけれども、これから返礼品に対して、その海産物の面で影響はどういうふうになるんでしょうか。その辺。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） まさしくそれは読めないと思います。全く分からぬというふうに思います。いずれ令和3年、令和4年で返礼品のトップはサーモンです。ですので、そういった被害が出ないように我々としては祈りたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） それでは、質問内容をちょっとまた変えて、企業版ふるさと納税のほうで質問させていただきます。

企業版ふるさと納税は、今現在、日本全体で1,276の自治体が活用していると、いただいているというふうな状況であります。パーセントで言うと74.27%ですか、そのぐらいの状況で利用しているんですけれども、この企業版ふるさと納税は、たしか令和元年で打ち止めになって、令和2年から5年延長で来年度、いわゆる6年度で終わりだと思うんですね。この企業版ふるさと納税を活用すると、普通の寄附金ですと30%が損失金の扱いを受けますよと。だけれども、その企業版ふるさと納税を使うと、さらに法人税とか、法人住民税かな、そういうのでもう60%控除してくれますよと。本当の企業の分の負担というのは10%で済みますよと。大変いいことなんですが、この活用でその控除を受ける期間は来年度で終わります。そうすると過熱することになると思うんです。まだ74%ぐらいの自治体が利用しているんですけれども、この5年度、あるいは最終年度である来年度、6年度にはもう本格的にこれ伸びると思うんですよ。今、たしか1.5倍ぐらいのスピードで、グラフで見ると大変なスピードで伸びていくんですけどね。こういうふうな対応というのは、これからどのように

考えられているか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 企業版のほうの、いわゆる企業版ふるさと納税といった部分でございますけれども、令和4年度まで当初2年度、3年度、4年度と各年度頂戴をいたしております状況といったことでございます。

5年度につきましては、現在も様々お問合せをいただいてございますけれども、これも業者さん等にもいわゆるセールス的な部分についてお願いをしているといった状況でございまして、現段階では実収入といった部分はございませんけれども、今の段階で複数件お問合せをいただいているといった状況にとどまってございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） ふるさと納税の法人相手ですから、金額もかなり大きいと思うんです。大体平均的にこのぐらいの金額で来ていますというふうな、ちょっと説明いただけますか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

なかなか、いわゆる100万円以上といった単位が多いといいますか、主でございますけれども、実はかなりのばらつきがございまして、1,000万円を超える金額もございますし、今申し上げましたように100万円といった形での御寄附もございますので、なかなか分母となる数自体が少ないものですから、平均という形で数値を申し上げるのは、やや困難があるかなと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部司君の一般質問を続行いたします。阿部司君。

○2番（阿部 司君） 続きを質問させていただきます。

企業版のふるさと納税の返戻金というものはあるんでしょうか。返礼品。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） いわゆる個人のふるさと納税と異なりまして、企業版ふるさと納税

といったものに返礼品といった考え方はございません。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 分かりました。ありがとうございます。

じゃあまだ、ちょっと角度を変えて質問なんですけれども、一応お隣の町の気仙沼市がこの前マスコミで、ふるさと納税東北1番だというふうな、ちょっとニュースが出ましたのすごいなと思って見たんです。東北で1番で、じゃあ全国的に見たらどのぐらいかというと27番なんです。去年127番なんですけれども、一举に100の自治体を追い抜いたんですよ。49億円ほどになっているんですけども、これはすごいなと思って私感心して見ていましたけれど。

じゃあ、これは市だからそうなるでしょうと思って私も見ていたんですけども、日本のいわゆるふるさと納税の上位100件のうち、どのぐらいのいわゆる町が該当しているのかなってちょっと調べてみたんですが、100件中、町が13件なんですね。13件というか13か所です。残りが市なんです。83が市なんです。いわゆる人口が多いところは圧倒的にふるさと納税が多く入ってくるというふうなことなんです。でも、お隣の気仙沼は相当すごいなと思って感心していたんですけども、じゃあそれより上の町はあるんだろうかと思ってまた調べてみたんです。そうしたら、やっぱりあるんですね。一応上位4位に北海道の白糠町、人口7,000人なんです。やはりシソを栽培して、雪が少なくて自然の町なんですね。これが町としてはトップです。それから、佐賀県の上峰町、人口9,500人ほどです。これは吉野ヶ里遺跡の隣の町です。町としては2番目です。それから、町として3番目はどこか。北海道の別海町です。人口1万4,000人弱です。そのぐらいなんですけれども、酪農の町です。酪農の生乳量が日本一です。そして、次はどこか。茨城県境町です。人口2万3,800人、何が有名なんだろう。ちょっと調べてみたんですけど、やはり10年前に歳入の2倍の172億の負債があったんです。それもう完済したんですね。そして何がそれをもたらしたかというと、サツマイモの干し芋です。切り芋、それを振興させたというんですね。次はどこかっていうと福岡県の新宮町です。これは日本人の人口増加率の1番です。何でかって、やっぱり物価が安くて子育てしやすい、老人も居心地がいいって評判がいいんですね。そういうところが、やはり上位には入っているんだなというふうに見たんですけども、やはりそれなりの活動しているんですね。ふるさと納税が10月から始まって、そして翌年の9月まで事業期間なんですけれども、その来年度の事業に当たりまして、これからどういうふうな取組をするか、方針ですね。そういうのを考えがあればお願いしたいのですが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 全国的なふるさと納税のランキングのお話をしましたが、基本的に私もよく見ますけれど、基本は返礼品ですよね。返礼品にどういうものを充てるかということが非常に大きくふるさと納税の金額を押し上げるということにつながっているというふうに思っております。とりわけ、うちの町でもずっと震災後に派遣職員をいただいた自治体の方々、よくそこを注意して見ているんですが、しばらく二、三年前までは都城がもう全国一位だったりとか、あそこは肉、ほぼ肉ですよね。そういう肉中心のところとか、そういうところがやっぱりどうしても上位に食い込むということなると思います。気仙沼も牛タンが大分貢献したということとか、あるいはカニとか、そういったものがある意味返礼品として人気があって、どうしてもふるさと納税の金額が増えていくということはもうどこの自治体でも大体同じ傾向が見られるというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 多くの自治体は、関係人口という自分の自治体に関係する人口を有していますけれど、その関係人口の中に分類すると、いわゆる活動人口と関心人口という人口層があるらしいんです。活動人口というのは何かというと、自分の町に自負心を持っているんですね、誇りを持っているんです。そういう人は強烈に活動しながら、地域づくりに熱心に取り組む人です。そういう人は人口がたとえ減少しても、周りを引っ張り込む力があるんですね。それが活動人口。それから関心人口というのは、遠くに離れていてもやはり関心を寄せてくる人です。そういう人がふるさと納税に該当してくる人です。それで、活動人口と関心人口が増えると町は発展すると言われていますけれども、来年の、来年度ですね、10月から来年度ですけれども、このふるさと納税の収入の使い道、大枠で大体こんな感じで進めますというような分かりましたらお願ひします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 来年度の使途ということとなりますと、今後財政サイド等とも事業と照らし合わせをして考えていくといったことになりますけれども、基本的にはふるさと納税をお寄せいただく段階で、指定なしも含めまして当町では9項目の御指定もいただいておりますので、指定なしも含めて9項目になりますけれども、そういった寄附者の御意向に沿う形で財源等充当という形で検討させていただきまして、有効な事業展開を図っていきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 阿部司君。

○2番（阿部 司君） 分かりました。理解しましたので、私の一般質問これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） 以上で2番阿部司君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、今野雄紀君。質問件名、震災の伝承の在り方について。今野雄紀君の登壇発言を許します。10番今野雄紀君。

[10番 今野 雄紀君 登壇]

○10番（今野雄紀君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問件名といたしましては、震災の伝承の在り方についてということで、質問の相手は町長で質問の内容には大きく2つ伺いたいと思います。

行政報告でもあったお焚き上げですが、防災無線で流された後、何件かの私のところに電話がありました。それで、まだお焚き上げはいかがなものかというような声だったわけですが、そこで伺いたいのは、先頃このお焚き上げの始まった写真などを有効に活用して、伝承していく考えはなかったのかということを伺いたいと思います。

あともう1点は、13回忌を節目に震災祈念公園に犠牲になられた方たちの名前を刻んだ石碑などを建立すべきではないかという、そういう2点について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野雄紀議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目です。お焚き上げした写真などを有効に活用した震災の伝承についてであります。お返しすることができなかつた写真のお焚き上げをし、供養した写真のデータを保存しております。閲覧を希望される方は、今後においても、いつでも南三陸町社会福祉協議会で閲覧可能ということになっております。

また、町では東日本大震災の爪跡や壮大な復興過程の写真や映像などをデジタル記録資料として収集保存し、後世に伝承するため復興関連アーカイブを作成いたしております。その一部は、南三陸311メモリアルの展示物として活用しているところであります。

さらに、作成中の東日本大震災記録誌にも掲載するなどをし、後世に伝えていきたいというふうに思っております。

なお、南三陸311メモリアルで2月から開催したあの頃に会いに行く南三陸の暮らし展には、多くの地域の方々にお越しをいただきました。展示期間を延長するなどして御覧をいただいたところであります。特に写真の展示は、誰に何を伝えたいかによってその内容も大きく異なるものと考えております。今後もそのような視点に立った展示企画等を検討していきた

いというふうに思っております。

最後、御質問の2点目ですが、震災復興祈念公園に犠牲になられた方々たちの名前を刻んだ石碑を建立すべきではないかということについてであります。町では震災で犠牲になられた方々を追悼するため御遺族の心情にも配慮しながら、復興祈念公園内、祈りの丘モニュメントに犠牲者名簿を安置いたしております。既に犠牲者名簿を安置していることから、今後、新たに犠牲になられた方々の名前を刻んだ石碑を建立することは考えておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ただいま町長より答弁いただきました。

そこで伺いたいのは、行政報告にもあったんですけれど、震災10年たって、そしてお焚き上げの議論がなされたということなんですけれど、そのときに写真の活用案とかそういったものは出なかったのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話ししましたように、写真の量は13万点で、お返しになったのが2万点、残っているのが11万点。それを保存している段ボール箱が50箱以上になりました。これ相当の数になっておりますので、町としてもこの在り方ということについては、このまま保存しておくということは、かえって粗末になってしまうと。いわゆる劣化しておりますので、このままではかえって収集していた方々に御迷惑をおかけをするという、そういう最終的な判断で最後はお焚き上げをしたいということで、一つは13回忌というのが一つの目安だということで、お焚き上げをしたということになります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 写真を活用するという案は出なかったということでよろしいかと思うんですけど、そこでそういったお焚き上げが決定した場というのは、どういった方たちで決まったのか、町長独自の判断なのか、もしくは担当課そのほかいろんな会議がなされたのか、その点を確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どういう話合いをしろということになりますが、最終的な判断は私でございますので、お焚き上げは私が決定をしたということになります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 最終的な判断は町長ということで分かったんですけれど、その話合いの中でみんな出席された方が、どなたか、どの役職の方か分からないんですけど、そういう

た中で1人でも、残して活用したほうがいいんじゃないかというそういう話の方はいなかつたのかどうか。もし記憶があるんでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今野議員は、第三者的な見方でそうおっしゃいますが、実際にそこで話し合いに入っている職員は、50箱というのは大変な量ですよ。それをどうするんだといったときに、これを活用しましょうという意見は正直申し上げて出なかった。最終的にやっぱりそれは我々の職員としてどう最後判断しなければいけないのかということになると、これだけの膨大な量を、誰か1人の職員が何とかしようといつても、もうできる量ではないんですよ。今野議員、どれぐらいの量あるかちょっと分からぬでしようけれども、相当の量でございますから。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私、お聞きしたかったのは1人がじゃなくて、会合なさった方、出た中の方で、今後活用していく道はないのかというそういう意見を再度確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 何回も聞かないようにね。さっきも言ったように出なかったということです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 出なかったということで分かりました。

そこで伺いたいのは、新聞等には年内で全て焚き上げというそういう報道をなされました。そこで私もこういったことがあったものですから、担当課に行って聞いたら、お寺さんのはうにお願いして焚き上げているという、そういうことをお聞きしましたので、私こういった一般質問をする予定があったものですから、それでお寺さんのはうに行って、全部焼いたんですかって聞いたら、私が行った時点では約半分ぐらい焼いたというそういうお話をしました。そこで私も、燃やすのはあれなんですかと、それでお寺の方に、実はこれこれこういうわけで一般質問したいんで担当課のほうに、役所のほうにでも一言お伝えいただければということをお願いしました。それはさておき、そういったわけまだ残っているということですので、私可能性を信じて、これからもう少し質問を続けさせていただきたいと思います。

それで集められた写真、先ほど町長答弁あったように11万枚、そして約2万2,000枚が持ち

主の方へ返されて、残り約9万枚弱なんですが、（不規則発言あり）11万枚に集められて、（「13万」の声あり）13万枚、分かりました。そうすると10万、写真だけではないんでしょうけれど、それぐらいの点数があるということで分かりました。

やはりそれを、次世代というか、そういったものが状況的には保管等大変だということは町長の答弁で分かったんですけど、そういった次世代へのこの判断を仰ぐというか、そういうことは考えられなかつたのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この震災10年、それから12年、13年という形の中で、我々がそうやって集めた写真、集めてもらった写真を次世代の方々に、「はい、あなたたち勝手に考えてちょうだい」と投げてやるのは果たして責任ある大人の立場かなと、私は違うと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 町長より、大人の立場というそういう答弁いただきました。

そこで伺いたいのは、やはり伝承ということについて考えた場合、町内、リアルというか、現物で残っているものというのは、もう数えるぐらいしかないと思います。化粧された防災庁舎とか、あと高野会館さんぐらいがある感じで、あとはもうほとんどリアルを感じるというか、ものがない状況の中で、やはり私はこの実際の現物を残していくということが大切だと思われますけれど、町長は実物を残すことの価値というか、そういったことは考えられないのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いろいろそれぞれの立場で考えあると思うが、実はうちの町はお焚き上げということで、マスコミさんにも投げ込みをさせていただきました。こういう形でやりますと。その際に、県内ほかの自治体でその写真をどうしているかということについては、そういった表立ってお焚き上げということの銘打ってやったとこではなくて、ほとんどもう焼却しております。ほかの町はほとんどそうでございます。若干、1か所か2か所ぐらいはどうするか迷っているというところがありますが、ほとんどもう焼却済みです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） それでは、先ほど町長答弁あった、デジタルで残しているというそういう答弁ありました。復興のアーカイブとして使えるというそういうことも答弁あったんですけど、これは私が思いというか考えることなんですけれど、やはりそういったデジタルで伝承する上でも、リアルというか現物を残しておくということの大切を感じるんですけれど、

町長はやはりデジタルだけで伝承はできるという考え方なのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どうも訳の分からぬ話をしてるんですが、今野議員ね、私ちょっとお話をさせていただきますが、今野議員、災害ボランティアセンターにあなたおいでになつたことがありますか。ないでしょ。あの災害ボランティアセンターで、思い出探し隊の皆さん、町内の瓦礫の中から写真やら何やら様々なものを集めてきて、あの災害ボランティアセンターで数百名の方々が連日、涙を流しながら洗って干してくれました。その姿を私ずっと見ています。だからこそお焚き上げするということの決断するときに、大変私自身つらい思いをしました。そういう中での決断ですので、今ここで今野議員から現実のものでないとリアルがないとかそういうお話というのは、あなたの言葉は私の心にはなかなか響かない。ただ単にあなたは思いつきを言っているだけであって、現実にあそこにずっと向き合ってきた人間たちとすると、なかなかあなたのお話を、ああそうですかというわけに聞けない。聞けないんですよ。すとんと落ちないの、あなたの話は。私はそう思っている。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 数百名のボランティアの方たちに洗ってもらった写真というか、それをあえてお焚き上げにしたということなんですか。私が取っていた新聞によりますと、やはりこの思い出探し隊のなんかスーパーボランティアという方がいて、その方のコメントですと本当は50年でも100年でも残してもらいたかったというそういうコメントが載っていました。町長は先ほどのような答弁だったんですけど、そういったことによって、私、なぜ伝承にこのリアルの写真が大切なのかということは、町長すとんと落ちないというそういう答弁でしたけれど、例えばスペース的な問題があるのかどうか分からぬんですけども、伝承館あたりにもその写真全部じゃなくとも、その一部分だけでもリアルを残しておくことによって、そのアーカイブするときに伝承というか震災のこの伝わり方が、私は全然違うと思うんですけど、そういった件に関して町長はどういうお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今の新聞記事の尾島さんの話。50年も100年も残していただきたいというのを取材したのはね、朝日新聞の記者なんですよ。その話言った後に尾島さんが何て言ったかも教えてもらいました。町長が決めたんだからしようがねえよなって。一緒にやった仲間だからって、あの辛さは町長が分かっているんだって。そう言って電話を切ったそうです。それから、もう一つ言いますけれど、もしこのリアルにお焚き上げをする前に写真が大事だ、

大事だと今言いますけれど、もしお焚き上げという言葉が出る前に、本当に今野議員が大事だと思っているんだったら、5年も6年も前にこういう話を出すべきではないのかと私はそう思っている。お焚き上げがなった後に、今さら大事だから何とかしろということって、これはどうもね、違うのかなと。本当に今野議員ってあの写真大事に思っていたのかなって思わざるを得ない。私はそう思っている。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私もそういった思いという、今回たまたま防災無線で私自身も知って、こういった質問したわけなんですけれど、それで質問を出すときに、町長が決めたことというかそういったことで、橋を造るに例えたら、もうくい全部打つてしまって、そこからこういった質問をしてもあまり、くいを抜くというようなところまでは踏み込めないんじゃないかというそういう指導も受けたわけなんですけれど、やはり写真、そういった建物と違って、私は町長がもし気持ちが変わって、残すということだったら当然残せるんでしょうけれど、そういった残したときに、なぜ伝承に必要かという、必要じゃないかという思いがする場合に、明日に伝承館なり、道の駅の駅長なりになられる方がおると思うんですけど、そういった方が、もし伝承のいろんな話をする場合に、現物が残っているのとアーカイブでするのとは大分物語の濃度っていうんですか、その伝える濃さが違うんじゃないかと思いますが、そういった意味での私はリアルが大切じゃないかというそういう思いがしましたので、しつこいようですけれど伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来、私がお話ししているとおりです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 町長のそういった答弁で分かりました。前者の一般質問の答弁の中に、この地域には歴史、伝統等になり得るというそういう答弁がありました。私はやはり焼いてしまえば、ただの灰になってしまうわけですけれど、このリアルを幾らでも残すことによって、たとえ伝承館での展示はできなくても保管することによって、デジタルではなくリアルでの存在の確かさ、そういうことが大切だと思います。それはある種伝承館の、大げさな言い方をすると、何もリアルが残っていない中で、神社で例えると御神体のようなものの価値が出るんじゃないかと思います。そういった思いから、こういったことをあれしたわけなんですけれど、町長は判断を変えず今年中に全て焼却する、そういうところでよろしいのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来、答弁しているとおりです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、写真についてはそういった形でお焚き上げが続行されるということで、残念な思いを持って2つ目の質問をさせていただきます。

それで、次の質問なんですけれど、先ほど13回忌をめどにお焚き上げしたという、そういうことがありました。そこで伺いたいのは、現在、記帳なされているあれを、質問としては石碑に替えて建立するべきではないかと思いますけれど、その点に関して再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど答弁したとおりでございます。ちゃんと整理して聞いてくださいよ。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そこで伺いたいのは、なぜ名前をという一つの中に、よくアムウェイの方たちの名前は刻まれているのに、町で犠牲になった方たちの名前が見当たらないというそういう声も私結構聞きますので、そういったときを私は道の駅造るときに、いっぱい寄附していただいたので、そして名前が刻まれているというそういうお答えをしているんですけど、町長だったらどのようにお答えするのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あなたの答弁のね、練習のために言うわけでございませんが、その辺をね、同じ同列で考えること自体が私は甚だ失礼だと思いますよ。片や震災でお亡くなりになられた方々と、それから寄附をしてきた方々の名前を同列に考えて、どのように言い訳するんだってや、話そのものが私はどうかと思いますよ、今野議員。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、記帳なされている方の、広島でしたら毎年原爆で亡くなられた方が名簿追加なさっていくと思うんですけど、当町においては、この震災から13年行方不明だった方たちのあれで追加になった実績っていうんですか、状態はあったのか、なかったのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 令和2年に1名あったと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 令和2年に1名、その後ないということなんですかけれど、私はそういうった名前を中に保管するというそういうスタイルは、納められている名簿の管理というのは大変だと思われるんですけれど、その辺はどのような管理をなされているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） もともとですね、もうちょっとこう考えてもらえば分かるんだけれどねと思うんだけれど、ある意味、犠牲になられた方々の数ってほぼつかんでいるんですよ。中に載ってない方々は我々が意向調査した際に公表してほしくないという方々が20名、それから表に記載をしないでくれという方々が10名、それで犠牲者のほとんどの方々はこれで掲載してもいい方、そうでない方入ると、ほぼこれでいっぱいになっているんですよ。ですから、広島と同じように毎年あの病気で亡くなっている増えていくという事例とは、うちの町は全くケースが違いますので、そこは少し考えながら御質問いただければというふうに思います。

それから後段の分については、担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 名簿の管理は保健福祉課で行っていますので、私のほうから御説明させていただきます。

1年に1度、風通しという作業を保健福祉課で行っています。今現在で言うと5月の中旬から下旬にかけて天気のよい日を選んで、モニュメントの前にその名簿を出して、1枚1枚ページをめくって湿気を除いて、名簿に異常がないかというところを確認しております。

また、同時にモニュメントの内部、それからモニュメント自体の清掃、それから湿度というものが大変重要になってきますので、調湿剤や防虫剤の入替えなどを行っております。

風通し自体はそれほど時間を要するということではございませんが、当然、丁寧な作業でありますので、担当職員は神経を使いながら作業を行っているというところです。

また、このほかに年に3回程度、その調湿剤の状況などを確認することを行っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、課長のほうから答弁いただいたんですけど、それは大変と見るか、そうでないと見るか、あれなんでしょうけれど、そこで今後そういうスタイルで祭る限り

何十年も続けていくのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然そのように続けていきたいと。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私今回の石碑にしたらというそういうことなんですけれど、実際、上のそのモニュメントは福祉課が管理して、公園は建設課が管理しているというそういう現状の中で、私はたまに町長に、議案その他で言うんですけど、どうも公園の管理がなんかそういったものを祭っている祈りの字を使う祈念公園としては、いささかなものかというそういう思いがしているんですけど、そういった管理をする上で、今後、福祉課があれを守って、辺りは建設課が管理するというそういうことで続けていくのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そこが今野議員、できればこういう質問をする前に、あそこの管理どうやっているんですかって担当のほうに行って聞いてもらえると、この質問の仕方はまた違ってくると思うんですが。あの記念公園をどういうふうに管理するかというのは、祈念公園ができるときに職員のみんなにお願いしたのは、あそこで我々の仲間が多く亡くなつたと。その思いを忘れないように、後世につなぐように、あそこの場所は職員みんなで掃除しようとすることでお願いをした経緯があって、保健福祉課があそこの上だけ、祈りの丘だけを管理しているのではなくて、保健福祉課も、どの課も、みんなでの場所の草取りをやっておりますので、全職員でやっているというふうに受け止めていただければというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、町長より全員でやっているということなんですけれど、やはりそういったことで持っていくのなら、私はあの公園自体をモニュメントは福祉課というそういうことではなくて、公園を管理する管理係のようなものを役所内に設置する必要がある、必要というかそういったことも一つの手法ではないかと思われますが、その点に関して伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今そういうのを置く、置かなければいけないというふうに困っているわけでもございませんので、将来そういう形になったほうがいいなということで庁舎内でそういうふうな意見が出れば、それはそれとしていいと思いますが、現時点としてそういうふうな考え方を持っていないと。

○議長（星 喜美男君） 今野議員。通告外のほうにずれていっているから、建立がどうとかつてあなた通告しているんですから、ちょっとそれないようにして。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私はそれでないと思っているんですけど、あの石碑を建立することによって、例えば私先ほど言った公園の管理係なんすけれど、町長、将来的に職員の方から出たら考えないこともないというそういう答弁がありました。私はやはり公園の管理係をしつかり設けて、そして行く行く将来的には復興住宅等の公園部分みたいなものにも広げていくことが大切だと思われますので、やはりそういった頭になる係をつけたほうがいいというそういう発想でしたので、そのことに関して後々の広がりについても町長もう一度だけ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 議長に草の問題でさえ離れていると言われているのに、今度は公営住宅の管理までなんてそういう、そこまでは今ここでどうのこうのって話にもなりませんし、そこまでの広がりは考えておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私としてはそういった頭になる部署があれば、もう少し公園としての立派な管理もできるんじゃないかという、そういう思いがしましたのでお伺いしました。

そこで、私今回こういった納めるという手法を使ったわけなんですけれど、私昨日気仙沼と石巻に行って名前を刻んだやつがどのようになっているのか初めて見に行ってきました。気仙沼は大変な思いして道路が分からなくて、民家の急な坂道を登っていましたけれど、石巻は石巻でそういった表示がなくて、ようやく探して目にしてきました。

そこで伺いたいのは、町長は気仙沼、石巻のそういった施設は御覧になったことがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 見ておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 見ていないということなので、話はこれ以上続かないんですけど、そこでどちらもなんか板に銘板スタイルっていうんですか、その当時はある種はやりだったのかどうなのか分からんんですけど、それで10年ぐらいたっていると思われるんですけど、結構劣化とまではいかないんですけど、腐食が進んでるようなところの部分もありました。そこでそういったことを目にして、私はやはり石に刻んでほしいという、そう思いが

してきたわけなんですか。やはり50年とか100年のスパンで考えた場合には、そういったことも必要じゃないかというそういう思いをしました。逆に、初期の選択としては町長のこういったモニュメントの中に入れるということはベストな選択だったんじゃないかという、そういう思いもしましたが、今後このまま何十年もこういったことを続けていくという、そういうことですけれど、やはり石に刻んでそういうことを伝承するということが大切だと思います。

例えば、私、十三浜に行ってビジャーセンターの脇になんか小高いところに、そういった施設があるんですけれど、そこにも名前が刻まれていて、そこに私、武山さんの名前を見つけて、思わずなんか感慨深い思いをさせていただいたんですけど、そういったことも伝承には必要だと思われますので、目に見えるような何か犠牲者の名前というのも必要だと思われますが、町長はどのように思われるか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 気仙沼とか石巻がどういうやり方をしたのかというのは、うちの町には関係ない話です。女川の銘板は私拝見しました。そういうやり方も一つのやり方で、うちのようなやり方も一つのやり方、それだけだと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういったことで、石に刻む考えはないということで分かったんですけど、私今回の質問の伝承の在り方ということで質問させていただいたんですけど、いろんなその伝承の在り方というの、町長はじめいろんな考えがあると思われます。私は次世代へ語り継ぐということ、そしてリアルの写真の保存、そして石碑の建立は有効ではないかと思われます。そこで我々世代が全て姿を消した後も想像していくことも大切だと思われます。確かに最初の答弁であった、デジタルの保存、そしてアーカイブという答えはあったんですけど、たとえアップルのビジョンプロのようなものが登場したとしても、だからこそ私はリアルが大切で、燃やしてしまったら灰になってそこで終わりという、そういうような気がしましたので、リアルの写真の保存、そして石碑の建立を伝承の在り方として伺ったわけなんですけれど、いずれも町長はそのようにはいかないということで、最終的な確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 最後なんでね、ちょっと丁寧にしゃべりますけれど。しゃべりますけれどね、話しますが、石碑とそれから我々のやっているやり方がどちらがいいかというのは

これはそれぞれ分かれると思います。これは正直私も認めます。それで、なぜ我々の町があ
あいう名簿安置ということにしているかというと、あれをスタートするときに、多分議員の
皆さん方にまた説明しているはずです。あのときに名前を表に出すのが嫌だという方々、御
遺族の方々が結構いらっしゃいました。だったらば表に出ない形にするためには、名簿安置
という形の中でいかがですかということで、遺族の方々にアンケートを配らせていただいた。
結果として、それならばということで答えてくれた方々がいらっしゃいます。それでも名前
を出すということについては拒否をされた方々もいらっしゃいますし、公表はしてほしくな
いという方々もいらっしゃいました。そういう名簿安置でさえ、そういう状況の時期でござ
いましたので、これが表立って全員の多くの方々に見られる場所にということには、なかなか
その当時はそういう提案はできなかったというのがあった。ですから、そういった名簿安
置ということで進めていきますということで、議会でも何度も説明はさせていただいたとい
うふうに思っております。そういう中で、議員の皆さん方にも一定の理解をいただいたとい
うふうに、多分この件について反対は私なかったと思っているんですよ。後で改めて石碑に
掘ったほうがいいという方の御意見は、若干1名ほどいらっしゃいますが、それ以外の方々
はあの名簿安置の中で、ほぼこれで自分たちも承認したということもあって、それ以来、御
意見等もいただいているというふうに思いますので、そういう形の中でこれまでずっと経
緯として進めてきたわけでございますので、町としてこういう、南三陸町はこういう形で手
を合わせる場所にしたいということですので、御理解をいただければというふうに思いなが
ら、最後の答弁に代えたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 町長の丁寧な答弁いただいたんですけど、その当時ということで今、
答弁ありました。先ほど冒頭の質問でもあったんですけど、13回忌ということを迎えて、
そこで新たな見直しも必要じゃないかという思いで質問させていただきましたので、そこの
ところは認識していただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 終わらないけれども、本当にこれで終わり。この質問があったときに、
実はいろいろ答弁の調整をするんですが、ここ13年たって多分もう難しくなったなと思って
いるのは、13年たって御遺族の方々が随分旅立たれた方がいらっしゃいます。これは御承知
のように、表に名前出すということは、それぞれの御遺族の皆さんとの意向を踏まえながらや
らざるを得ないんです。その方々が一人一人、だんだん年を取るごとに、いなくなってきた

ということを考えると、この方々の石碑にするということの確認を取るというのが現時点として大変難しくなってきたなということも、実はこの間そういう話合いにもなったということですので、これで私の答弁は終わらせていただきますので、この後の質問はしないようにお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で10番今野雄紀君の一般質問を終わります。

次に、通告3番、三浦清人君。質問件名、1、漁業者への支援策は。2、防災対策について。

3、町道の未改修路線の整備計画は。以上3件について、三浦清人君の登壇発言を許します。

11番三浦清人君。

[11番 三浦清人君 登壇]

○11番（三浦清人君） それでは許可をいただきましたので、通告していた件につきましての質問をしたいと思います。

漁業者への支援策というのは原発の処理水の海洋放流と言いますけれども、ここは海洋放出のほうがよかつたのかなというふうに思っていますが、そのことによっての風評被害に対する町の対応策というものをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは三浦清人議員の1件目の御質問についてお答えをさせていただきます。

東日本大震災に伴う福島原子力発電所の処理水に関しては、政府が令和3年4月に東京電力福島第一原子力発電所敷地内の多核種除去設備等処理水、いわゆるALPS処理水の処分を海洋放出することをまとめたALPS処理水の処分に関する基本方針を決定しました。その後、宮城県議会や宮城県漁業協同組合、宮城県町村会において、ALPS処理水の放出に対する反対等の意見が表明され、さらには海洋放出以外の処分方法の検討及び放出するトリチウムの量が最小限となるよう、処分方法の開発や研究に取り組むことを要望してまいりました。本町といたしましてもこの影響を考慮し、海に流さないことを強く要望してきたところであります。

しかしながら、御承知のように政府はIAEA国際原子力機関から安全基準に合致していると結論づける報告書が提出されたことや、政府による安全性に関する説明、対応に係る者の一定の理解が進んでいるとして、先月8月24日に海洋放出を開始したところであります。

御質問の漁業者の支援策についてでありますが、国はALPS処理水の海洋放出に伴い、水産物の需要減少等の風評被害が生じた場合の措置として、水産物の販路拡大や冷凍可能な水

産物の一時買取り、保管等の事業費に300億円の基金創設と持続可能な漁業継続を実現するため、漁業者が創意工夫を凝らして取り組む事業費に対し500億円の基金を創設をいたしました。

また、東京電力ではA L P S処理水の放出前後における海産物や農産物の価格の下落額や事業の減収額を基に損害額を賠償するほか、海外での金融措置による損害については、販売不能や価格下落など様々な要因があるため、賠償額は個々の損害の実態を確認の上、算定をするということになっております。

一方、本町においては東日本大震災後、市場において魚介類等の放射能物質濃度検査を実施をしておりまして、令和4年度までに6,690件の検査を実施し、水産物等の安全安心のPRや風評被害の防止に取り組んでおり、今後も放射能物質濃度検査を実施していく考えであります。

また水産物の一大イベントであります、おばで祭りをはじめ、寒鱈祭り、牡蠣祭りと南三陸冬の三大祭りを開催して、南三陸町の魚介類のおいしさ、すばらしさをこれまで以上に発信をし、風評被害に対する対応を図っていくとともに、漁業者への直接的な支援については風評被害による補償金が受け取れるように、漁協や国、県と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

A L P S処理水の放出完了までには30年程度という長い期間が見込まれております、長期間の安全性の確保や、風評被害の対策が課題であります。今回のA L P S処理水の放出による補償や風評被害対策が漁業者の将来にわたって実施されるように、町として国や東電に対し、今後も強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） ただいまの答弁聞いておりますと、これは我が町の水産物は安全であるということで、いろんなイベントを開催しながら発信するというようなお話をありました。私はできれば、この風評被害によって減収になった漁業者に対する町独自の支援策というものはないのかなという質問であります。ここで町独自という言葉は文書じゃ書いていなかつたんですけどもね。そういう意味での質問になっております。既に我が町の漁業者に、その風評被害によって被害が出ておることには町長存じていますか。あるんであれば、具体的にどういうふうな被害がでているかと。町長の知っている限りでいいですから。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 三浦議員の今回一般質問もらった際に、漁業者という限定した形での御質問ですが、基本的には漁業者にとどまらないんですよ。水産加工、観光、農業、物流、

様々な分野に今回の問題については悪影響が、風評被害の悪影響が広がっていくということになりますので、町独自というのはちょっと筋がちょっと違うと私思っているんですが、基本的にこういう分野に対して、東電の社長は既に賠償はしっかりするということの表明をしてございますので、要は、我々とすればそういった漁業者、あるいは水産加工業者、様々な業者の方々がしっかりとそういった賠償を受け取れるような、そういう支援はちゃんとしていかなければいけないなというふうに思っております。いずれこの間、この間というか、おとといか、おととい麻生副総裁とお会いしました。この処理水の問題についてもお話をさせいただきました。その際に、やっぱり国としても問題だと思っているのは、ホタテが大変厳しいということで、実は私も麻生さんに初めて教えられた、教えられたというか、ああ、そうなのかと思ったのは、北海道のホタテが中国に行かなくなって、これが必然的に国内に回ってくるとだぶついて価格が落ちるという話。そのときに麻生さんが言っていたのは、中国に送ったホタテというのは全て中国で消費するんではなくて、加工してアメリカに輸出しているんだそうです。麻生さんいわく、国内で中国と同等以上のレベルの加工品を作ればいいと。そのためにということで今日お昼のニュースで多分やっていましたが、加工業者、いわゆるホタテも含めての加工施設に対して数十億円の国として支援策を出すというふうな話をしておりましたので、早速国としてもそういった対応に乗り出してきたんだなというふうに受け止めて拝見しておりました。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 町内への影響というところでございますが、今町長のお話のあったとおり、具体に申しますとホタテ、こちらの値段が具体的な数字まではちょっと把握しておりませんが、やはり下がっていると。こちらはやはり先ほどお話あったとおり、外国向けへの影響、そして物がだぶつくことによる影響で下がっているというお話を伺っておりますし、それから町内で扱っているナマコ、こちらについてもほとんどが外国向けの生産ということになっておりますので、こちらの搬出にも影響が出ているということでお話を伺っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 一応、今回の質問は漁業者ということで、何せ我が町は水産の町ということになっておりますので、町長いつも我が町の水産の町であるというお話をしていますので、一応漁業者に限定してお話をさせていただいております。町長、先ほど言ったように分かっているんですよ、分かるんです。その関連企業といいますか、事業者はね、運送会社か

ら、加工業者から、それは皆関連していますから、その影響を及ぼすわけです。しかしながら直接、直接ですよ、一番最初に被害といいますか、この影響を及ぼすのが漁業者であります。今聞いたのは、この問題については漁業者は半年以上も前から、半年以上前から懸念しておった案件であります、その辺は存じ上げていましたか。以前からそういう風評被害のことについて悩んでるというか、懸念しているという問題については町長、課長は分かつていましたか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この風評の問題については、もう数か月前というよりも、我々がずっと国のはうへ言ってきているのは、もう私、正直言ってこの問題について一番最初に発言したのが、宮城県で初めてこの風評被害処理水の問題について会議を開いたのも既に私、町村会の会長になったときですので4年ぐらい前なんです。そのときに私発言しております。以来、県議会もそうですが、漁協もそうです、寺沢組合長と何回もやりましたし、町村会もそうですし、ずっとこの風評をいかに抑えるかということについてずっと申し述べてきましたので、この町のこの数か月の動きというよりも、この福島、宮城、岩手、この3県の水産業に対する影響をいかに薄めるかということについてはずつと言つてまいりましたので、そこは私どもとすれば理解はずつとしているというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 課長はなったばかりだし、その前は今の総務課長なんだけれどもね。前からずっとその問題は町長も懸念しておったということですけれども、懸念はするんですがその対策とかというのは何も今まで、手だてといいますか、そういうのは何もなかつたんですか。こうなった場合に予測させてあったわけですから、予測できていたわけですから、そうなった場合には町としての考え方、支援の仕方というのは何かなかつたかという質問なんです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 率直に言って、ないです。基本は、この問題については当初から国と東電ということでの補償、賠償ということについてずっと一貫してこれまでやってまいりました。もう県も含めて、国も含めて、そういう中でやってきた。そこの中で、国も東電も当然のごとく、こういった補償についてはしっかりとやっていくことの答弁はずつとやつておりますので、これは町がお金を出すとかというそういう次元の問題じゃないというふうにずっと思つてますので、町として特段に漁業の方々というよりも、私水産の町というの

は漁業だけが水産だと思っていませんから。当然加工も入って、トータルでしてこの町が水産の町という言い方をしておりますので、漁業ということだけじゃなくて加工の皆さんも含めて同じような苦労をしているわけですので、そういった方々にしっかりと対応していくということが、これから仕事の一番大事な部分になっていくというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

午後2時13分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦清人君の一般質問を続行いたします。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 確認したいと思いますが、漁業者への対応、それから支援策というのは町では考えてないということですね。はい、分かりました。

それで、先ほど町長から300億円の基金、それからこれからの500億円ですね。持続可能な水産ということで、なんか昨日あたりまた207億円だか追加されたようです。1,007億円ですか。昨日発表になったのはたしか北海道とか輸出している中国向けの製品が中国の国に行かないで途中で滞っていると。それに対する買取りといいますか、そういうものに充てると。町長、今回のこの問題で30年間かかるというんですが、大体年間、年間ですね、この風評被害によって及ぼす金額というか、どれぐらい見てますか。分からない。多分、分からないと思うんです。要は、国の発表であれば、この単価の差額分を東電が面倒見るというような話でした。207億円追加し1,007億円で、国の支援費というんですか、これはまるきり私は足りないとと思っているんです。下手すると数千億円って10倍だと、1兆円になる。これが年間どれぐらいになるのか私も推測は今できていないんですけども、かなりの金額になるかと思うんです。町として、町として先ほど町長は、国に対して責任持ってやってくれと、答弁のほうにもそのようにやってほしいというような内容の話はしたと。漁民が納得するぐらいの額が補償されるんであれば、私も何も言うことはないんですが、果たしてそれだけの補償をするといつても、どれだけになるのかまだ未知数なんですけれどもね。そうなった場合においての町の施策、支援策というのは考えますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これもともとの話から行きますと、多分、東電と国が賠償補償をしっか

りするということを実際にずっと説明しているんですよ。というのは、IAEAが出たのが報告書なら6月末か7月頭です。その後に経産省と復興庁が何度も何度も自治体に足を運んで説明をしております。その際に、例えば今、三浦議員がおっしゃるように自治体にもというような声が出たらば、処理水を放出するということについては多分結びつかなかつたと思います。基本的には、その補償賠償については、国と東電が全面的に我々がやるということの説明をしておりますし、そこに一步たりとも自治体という言葉が出てきましたら、この話は全く進まないと思います。ですから、そういう覚悟を国も東電も示したものというふうに私は認識しております。（「今後」の声あり）今後といいましても、多分これ間違いなく30年ですよね、放出をするということになっておりますと、基本、先ほど来ずっと言っていきますように、漁業だけじゃないと私は思っています。当然、先ほど来、加工業も含め、農業、観光、物流、ありとあらゆる産業に関わってくる問題でございますので、どこかの部分だけを補償しますが、いわゆる支援しますが、それ以外支援しませんということにはこれはならないと思います。そうしますと、この小さな南三陸町でそういうものを打ち出すということは、まず将来的には難しいと思います。先日来、私、齋藤正美石巻市長とも一緒にこの話をしておりますが、市長のみならず、沿岸の首長さんと話をしておりますが、自治体として支援という声は一つも出ません。もう限りなく、これは国、東電ということの話になっておりますので、今後ともそういう方向性で自治体の首長たちの連携や足並みはそろえていくというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 話が戻りますけれども、現状、特にホタテを例に挙げますと、大体単価が半分ぐらいになっているようです。その差額分を漁業団体が東電のほうにこれから交渉だと思うんです。自治体に対して、国あるいは東電のほうでは全面的に補償しますというお話はしておりますが、万が一ですよ、万が一、漁業者が、町長からいくと漁業者ばかりが水産じゃないというのは分かりますが、その漁業者が納得いかない額の補償となった場合において、そのときにはまたさらに国のほうに働きかける、文句ではないんでしょうけれども話をするということで、町独自のその支援策というのは全く考えないという解釈でよろしいかどうかということです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分ですね、これ個別でやる話じゃ多分ないと思います。これは多分、県漁連がそれぞれ取りまとめをしていると思います。従来もそうです。ホヤの場合もそうで

すが、そういう形の中で県漁連が取りまとめた中で、そしてそこの中で県漁連として東電、国としての補償の在り方ということについて、いろいろ議論をしていくというふうに思います。例えば、これは不透明な話なんで今ここで言ってもしようがないんですが、例えば県漁連が望むような金額、そういうようなのは出てこないということになったときに、これはもう当然、県漁連と我々これまでの連携を密にしておりますので、自治体としてもその辺の連携をということには当然なっていくというふうに私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 私も国、あるいは東電が100%その被害の額を補償するということでやつていただければ、これはいいんですがね。先のことですから何とも言えませんけれども、なんか果たして漁業者が納得できるぐらいのものが、額が出ればいいなというふうに思うんですけども、万が一そうならない場合においての町の支援策、町長いろいろこれはうちの問題だけではないと言うんだけれどもね、町として、我が南三陸町としての独自支援策というのも考えておいたほうがいいのかなと思います。行政ができる支援というのは限られておるわけです。例えば、固定資産税あるいは国保税とか、そういうしたものに対しての据置きなり、あるいはもうもろもろの支援策が出てくるかと思うんですが。できればそういう、その町の水産の町の町長としての考え方といいますか、町民に対するアピールだ、これをしっかりとやっぱり出すべきじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 転ばぬ先のつえで、いろいろ具体にこういうのどうだというふうなお話をいただきましたが、基本、先ほど来お話ししていますように、現時点として確固たる数字、確固たる被害というのが把握できていない現状の中で、この場所でなかなか明言をするということについては避けたいというふうに思います。いずれにしましてもそういう事態に陥らないようにしていくということが行政に与えられた役割の一つだというふうに思っておりま

す。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） それでは、2件目に入ります。

2件目は、防災対策ですけれども、町が指定している避難所、これが52か所あります。20メートル以下の海拔が5か所、30メートル以下の避難所が20か所ということで、これから20メートル以上の津波が想定されているわけですけれども、質問内容はその海拔30メートル以上に避難所を設置ということでありまして町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2件目の御質問です。

現在、町では町内に49か所の津波の指定緊急避難場所を指定しております。そのうちの16か所を津波の指定避難所として指定をしているところであります。これらの指定については、令和4年5月に宮城県が設定公表を行った津波浸水想定の対象地域以外の場所を指定しておりまして、設定公表された津波浸水想定により適合しなくなった緊急場所については、指定は既に取消しております。しかしながら、自然現象である津波については浸水想定を超える可能性があるということから、津波浸水想定の対象地域以外でも浸水することや、指定緊急避難場所、指定避難場所として指定された場所の被災や孤立も否定はできないというところであります。指定緊急避難場所、指定避難所については、防災設備の状況、地形、その他の状況を総合的に勘案し、円滑かつ迅速な避難のため基準に適合している場所を指定をしているところであります。

津波に関する指定緊急避難場所、指定避難所については、海拔からできる限り高い場所とすることが望ましいと考えておりますが、海拔30メートル以上の施設等のみを指定緊急避難場所、指定避難所するのは収容人数等、地域の実情にそぐわないというふうに考えております。自然災害は想定を超える可能性があるということを踏まえながら、津波発生が予測される際の避難行動については、津波による被害を軽減するため迅速かつ自主的に可能な限り高く、安全な場所に避難することが重要であるということの普及啓発を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 避難所の箇所、私が見たのとは若干、町長の答弁は違っているようであります。町長なんですか、その20メートル以下の避難所3か所なんですか。（「30メートル以下」の声あり）30メートル以下が8か所かな。（「16」の声あり）16、そんなにあるのねえよね。8か所だよ。それから、20メートル以下というのは私3か所だと思っているんですが、違う、違う。これ、今1ページの合計で、何だ、20メートル以下が5か所、30メートル以下が20か所というのを見ているんですが、違うかな。いずれにしろ30メートル以上にする、そこだけを避難所にすると人数的には難しいというお話ですが、私言っているのは、造る必要があるんじゃないかということですから、避難所を造る必要があるんじゃないかということです。そこは低いから高いところに皆集めろじゃなくて、その地区に30メートル以上の場所に避難所を造る必要があるんじゃないかということです。よろしいですか。内容は分

かつた。そういうことです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどちょっと答弁しましたが、30メートル以下の場所について、30メートル以上の上に、先ほども答弁しましたけれど、上に全部つけるということについては現実的ではないというふうに思っておると。というのは、実は多分御承知だと思いますが、指定避難所で30メートル以下とか含めてですね、いわゆる30メートル以下で、それよりも高台に避難する場所がないというのは2か所あるんですよ。それ以外は指定避難所はありますが、そこよりももっと高いところに行ける場所があるんですよ。避難はそういう高いところに避難をしてもらうということです。例えば具体に言えば、30メートル以下でそれ以上高い所がないってというのは泊浜の生活センターが、あそこの場所それより高いところないんですよ。それからあとは御承知のように、復興祈念公園の祈りの丘、あの場所もあれ以上高いところがないということですが、あとほぼは実はもっと高いところに行けるというところが避難所になっておりますので、基本的にはその箱物、いわゆる建物はなくとも、まずは第一義的に高いところに避難をしてもらうということが町民の皆さんにぜひ心がけていただきたいということでお願いしたいというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 町民の方々は、低いところにいる方々は幾らでも高いところ、高いところと、経験していますからそれは分かりますし、自分の住んでいるところ集団高台の場合は高いですから、わざわざ低い避難所に行く必要もないんですけれどね。低いところに、たまたま外に出ている方とか、仕事で出てる方々がいち早く避難する場所という観点から、私はお話をさせてもらっているし、それから観光客の方々、この方々も町の避難所はどこですかということで聞くと思うんですよね。あそこだとか、ここだとかって言いながら、そこが果たして津波想定区域、想定というのはあくまでも想定ですから、それ以上の津波が来るということになった場合、その箇所に逃げて被災された場合ですよ。これからその質問をするんですが、前回はそういうことを誰も、避難所で被災を受けても文句は言わなかつたんですが、これからね、これから来る津波、町が指定した避難所で被災された場合、町の責任というのはどうなるのか。これが心配でおりますが、何もそういった問題、損害賠償というか、責任というのは取らなくていいんですかね。どうなります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的には自然災害ということですから、自助ということにまずは行き

着くというふうに思います。ただ、先ほど言いましたように、町民の方々はある意味、ここが指定避難場所だけれども、30メーターないよねということについては地域の方々に周知をして理解をしてもらって高台に逃げるようにしてもらうということですが、今お話をあったように、ほかから来た方々にどのように避難誘導をするのかということについて、議会でもこの間御指摘ありまして、さんざん商店街とかに来たときに、どこに逃げるか分かんないよねという話のときに、当然、そりやそうですということで、ちゃんと分かるような避難指示等についての看板等を立てていくということについては、これは当然やっていきたいというふうに思いますが、その商店街だけでなく、ほかの地域でもそういうケースというのは散見されると思います。したがってそういう場所に観光客の方々がおいでになったときにも、ちゃんと高台こちらですという、避難場所ということを明確にお知らせをするという、分かりやすくですよ、分かりやすくやっていくことが必要ではないかというふうに思っております。そういったトータル的にやっていかなきやいけない、完璧じゃないんです、完全はありませんが、できる限りの方策ということについては、行政としての責任としてやっていかざるを得ないだろうというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） そうすると自然災害ということで、責任は町にはないというお考えですね。それはどうなんですかね。今後どういうふうになってくるか分かりませんけれども、この法律の詳しい方、誰かいいませんか。心配ないですか。企画課長なのか、行政管理課は違うか、企画課長あなたも法律に詳しい方だからね。どうです。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それではお答えをさせていただきます。

その責任といった部分については、行政として果たすべき役割責任は町長が今お話をされたとおりであると考えております。いわゆる被災した後の部分を三浦議員お話しされていると考えますけれども、例えば、町の管理下にあって、その避難行動等が町の誘導あるいは本人の意思ではなくて、町が管理する指揮命令系統等の中で動いたということであれば、自然災害といえどもといった部分はもしかすると出てこようかと思いますけれども、そうした力関係といいますか、そういった何かその縦のラインの関係性がない場合については、基本的にはやはり御本人の責任の範囲なのだろうと、現段階ではそういった考え方かなと思ってございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 新しい、新しいというか県が発表した津波想定区域ですね。昨年の5月に発表になったわけです。これ6月の25日の三陸新報に1面に載ったんです、トップ記事ですね。先ほど町長言ったように、観光客の方々の誘導の問題が書かれておりました。それから6月25日ですから2か月半ぐらいなる。それは改善になったんですか。その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 観光客向けの誘導というふうなことに関しましては、先ほど町長答弁ございましたけれども、当然ながら現在、あまり見やすいような、誘導できるような看板が少ないので、これは今後予算等を通じて、今現在検討しているところなんですけれども、見やすくて分かりやすい、どこに誘導をするというふうなところが一目で分かるような看板の製作について今検討中というところでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 検討中はいいんですが、検討している、するまでまだ津波来ないからよかったです。いつ来るか分からない状況ですので、これ早急に町長なんですよ、新聞で指摘されているんですから、そんな予算とか云々、そりや予算がなくてはできないんですけども、そういう悠長なことを言っている場合ではないかと思うんです。

町長に一つお聞きしたいのは、よく町長は3.11のその災害、教訓としてという言葉を使っているんですが、町長の言われるその教訓とはどういうことなんですかね。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 看板については、多分新年度に造る予定で今進めているというふうに思いますので、そこはひとつ御容赦をいただきたいというふうに思います。

教訓の一番は、やっぱり高台に逃げるということが一番だろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 新年度っていうと4月からですね。何か月あるの。そういうときにこの緊急を要してすぐにでもやらなきゃならないその予算というのは、予備費とか何かからは使えないの。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 緊急というふうなことであれば、当然ながら予備費は使えるところでございますが、先ほども申し上げましたように、どういうふうな形であれば観光客に分かりやすく一目で避難していただけるかというふうなことの看板のデザイン、またはそういう

た企画等を今検討しているというふうな状況でございますので、御理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 御理解はいいんだけれども、いや、それまで来なければいいの。津波がさ。分かんねえから言っているの。いつ来るか分かんないから、緊急ですよこれは、緊急。なにもあんたとこ責めてるのではなくて、そういう顔をしないで、やっぱりこれ地元新聞紙にね、非常に大きいんですよこれ、一番最初に載ったんですから。皆さん見なかった。これね。こうだったんだから。町長見なかったの。読まなかった。見たでしょう。いかに大事なことなんだ。だからとにかく急いで、新年度語ってないでさ、何もなければいいですよ。先ほど話したように、町の誘導が悪かったとか、分からなかつたとか、そのために被害を受けるとか、これはなんですよ、やっぱり責任も問われてくるんじやないですか。そういうのも私はね心配しているんで、あえて言っているわけですから。

それから、その教訓はやっぱり高いところに逃げるのは当然です。とにかく、この津波の想定区域といいますか、いろいろと十何メートルとか、20メートル以上とかというのは発表になった。その発表をする時期もね、防潮堤が皆完成して終わった後の発表なんだね。なぜもっと早くに発表しなかったのか、できなかつたのか、町長御存じですか、その辺

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 三浦議員も御承知のように、あのときは我々とすれば聞こえていないということです。防災庁舎の中では聞こえないんです、電源喪失。（「でなくて発表が」の声あり）何だっけ、防潮堤。（「県の想定が」の声あり）ああ、そういうことね。分かりました。ちょっと勘違いしました。防潮堤が全て完成をしたということで、その後にこういう発表になったということについては、これは何とも私から言わないんだね、これ。基本的に事前に出来得れば、事前に震災後に様々な防潮堤やら高台移転をする際に、その折に、ある意味、対馬海溝、それから日本海溝の想定が事前に出ておれば、多分この造り方というのもまた違ったと思います。これは間違いなく。しかしながら、残念ながら全て出来上がった後ですので、これを変えるというわけにはまいりませんので、そこはあとは先ほど言いましたように、とにかく津波という警報になつたらば、危険な地域については高台に、高台というか、高いところに、より高いところに避難をするということが大事だなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） とにかく高いところに逃げるということが一番であります。逃げる、一

つの目的ではないんですけども、その避難所が30メートル以下では流される可能性もあるということを私言っているんであってね。ですから、30メートル以上のところに新たにでも避難所は造るべきであるということなんです。町長はそういう考えはないですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように、30メートル以上の避難所で高いところに、それより高いところに逃げる場所がないのは2か所だけですよ。そうすると、高いところに造りようがない、基本的には。それ以外の場所については、高いところに逃げられる場所がありますので、そちらのほうに避難をするということが大事だというふうに思います。新しいのを造るというつもりはございません。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 改めて言うわけではないんですが、とにかく発表された津波の高さというのがあるわけですね。場所によって様々のようですが、果たしてその数字を信用するなではないんですが、信用するのではないですけれども、3.11の教訓を踏まえて、やはり幾らでも高いところに避難をするということが一番大事なんじゃないかなというふうに思っております。そういうことで、その高いところに避難所を造る考えはないと。できないというところもあるということですので、それ以上のことは申し上げませんが、その高いところ、一番の高いところという案内とかね、そういうものが掲示板じゃないんだけれど、看板じゃないんだからね。そういうものをきちっと今後作る必要があると思います。総務課長に、とにかく早めにやってください。いつ来るか分かんないからね。それを話しておきます。

その次は何だったかな。3つ目。町道だ。横断1号線を除く町道の改修整備、未改修路線ですか、この整備計画これをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは3件目の御質問になります。

町道の未改修路線の整備計画ということですが、初めにせっかく触れておりますので、進捗状況についてお話をさせていただきますが、町道横断1号線の整備については、御承知のとおり社会資本整備総合交付金を活用しながら、全整備予定延長約2.6キロメートルのうち、約1.5キロメートルを第1期事業区間として整備を実施しております。第1期整備事業区間の整備進捗率は約60%というところまで来ております。令和7年度の完成を目指して事業を進めまいりたいというふうに思います。

また、第1期事業に引き続き、残る約1.1キロメートル区間の第2期事業区間を継続して整

備を行っていく計画でありまして、今年度から第2期事業区間の道路予備設計に着手していくという状況でございます。

横断1号線を除くその他の町道の改修につきましてという御質問でございますので、大規模な道路改良事業は選択と集中、これまで申し上げておりますように、観点から横断1号線の整備を優先的に進めることで議会の承認をいただいてスタートをしているところであります。

のことから、次の大規模道路改良工事の実施につきましては、今後において必要性や補助制度などの社会情勢の変化を見極めつつ、可否も含めて慎重に検討する必要があると考えております。

その他、町の単独事業での改修や局部改良につきましては、道路の現状、地区からの要望や必要性なども含め、総合的に勘案して主な路線として町道小森熊田線や横沼線の局部改良等の工事を過年度に実施をいたしております。

今年度においても、継続事業として並石線、中山線などの改修や、局部改良工事として保呂毛線、入谷小学校線の局部改良工事に向けて調査測量設計業務を実施をするということにしております。なお、その他の路線についても整備等の要望はいただいておりますが、日常の維持管理事業費を含む財源確保の問題も含め、全て行うことは困難ですので、1路線ずつ確実に整備を進める必要があると考えております。今後におきましても、道路の利用状況や安全確保の状況を確認しつつ、活用可能な補助事業等の財源確保に努めながら必要に応じた適切な改修工事及び維持管理を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） まだまだこの横断1号線を除いた町道、未整備の路線がかなりあるということも今お話しされて分かったわけでありますし、また、財源の関係で1路線ずつやっていかなければならないと。横断1号線をとにかく最優先ということで、令和7年までには完成を目指すというお話がありました。

この社総交、社会資本総合整備交付金という事業の中での横断1号線の事業であります。そのほかにもいろんな交付金はないのかなということで、建設課にも度々行ってお話をさせていただいておるわけでありますが、地方創生整備推進交付金というものもあるようですが、なかなか我が町にはそぐわないというようなお話がありました。財源がないんでなかなか難しいというお話であります。

それで私は歌津なものですから、以前、同僚議員も質問をした経緯がありますが、その落沢線、歌津のあそこは中地区かな、の落沢線の改修というものについて建設課ともいろいろとお話をさせていただいておるわけであります。建設課では大規模改修は難しいと、すぐにはね。すぐには難しいけれども、その目標に向かって、改修の目標に向かってそれまでは修繕をしていくという。維持管理ですか。これはやぶさかじゃないというようなお話を聞いております。

それで町長はその社総交、それから地方創生整備推進交付金、そのほかの交付金か補助金事業というのではないですかね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今、お話のありました社総交と地方創生交付金以外で今道路事業、当町で対象になるというような事業メニューは現在のところ知る限りでは残念ながらございません。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 町が管理する町道、農道、赤線も含めて、車の事故等があった場合においての町の損害賠償責任というのが、これまで私の記憶ですと4件ぐらいあったのかな。今後ますます出てくるんではないかと。現状を見ますとね。当事者の過失もあるでしょうけれども、町の維持管理という問題点から責任を逃れることができない件も出てくるんじゃないかなということで心配しているわけですね。ですから、そういうことのないように一日も早く整備をすればいいのかなと思っての質問に入っているわけであります。多分、今後そういった事故等も出た場合に町の責任というものが要求されてくると思うんで、その担当は企画ですか、保険に入っているから心配ないですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 議員お話しのとおり、確かに保険といったものに加入はしてございますけれども、当然、避けがたいといいますか、例えばドライバーさん等にはどうやっても避けられないといった事故等の損害の賠償については、基本的には町の道路であれば町が担うといったことになりますので、建設課のほうとも連携をしながら極力そういった事故が発生しないよう未然に防止するような形で、我々はこの財産管理といった視点でも注意をしてまいりたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 確認したいんですが、これ建設課長になるかな。多分、町長さ語ったか

って、あんたに振ってやるから直接語るんだけれども、その落沢線の先ほど話しましたが目標は改修なんですが、いつになるのか分からぬ状況なんですね。先ほど話した地方創生整備促進交付金についても、これは対象外だというようなお話で、とにかく社総交の横断1号線が終わらなければそっちに取りかかれないとお話しでした。先ほどそのほかにも何か事業はないのかなという質問をしたんですが、その辺のところもぱっとした答弁がなかったんですが。その落沢線については、修繕の予算というか、予算計上というのは新年度でやるんですか。それとも年度内でやられる考え方ですか。その辺確認しておきます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、御質問の冒頭にございました社総交事業というお話でございますが、当該落沢線につきましては、なかなか交通量等々の関係から社総交事業の導入はかなり困難なものというふうに考えてございます。こちらにつきましては局部改良、あとは舗装の打替えの改修ということで現状では町単費で行わざるを得ないというような状況となつてございます。

それといつからやるんだというちょっと御質問でございますが、今の予定でございますと、震災後の道路周辺の造成工事であったり、工事用車両等の通行によりまして、確かに舗装がかなり傷んでございます。なおかつ官民境界が不明瞭な箇所が多々あるということでございまして、来年度、落沢線の用地境界を含めた概略の計画の予算を一応計上する予定としてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） なかなかその対象となるべき予算といいますか、事業名が見当たらないということあります。町長、一つ提言といいますかね、聞いてねえな。聞いていた。新しい国の予算というか、事業というか、いろいろあるんようです。ただ、そこに対象外れるといいますか、我が町では対象にならないというようなことになっているんですが、これ皆役場職員の方々が担当課でやられているんです。なかなか難しいんです、職員の方々忙しいから。それで、一つの提言というのは新しい事業、申請ね、県を通じて国に申請する際に少しづかの書類ではないんですね。いっぱいあるんです、専門的な。民間では、民間では補助金をもらうために、それなりのプロの方をお願いするんです。いっぱい書類を作らなきゃならないし、仕事しているからそういうのを作成する時間がない。プロの方をお願いして、それで料金という、その何を支払う。町ではそういったプロをお願い、委託することは難しいですか、できないんでしょうか、どうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今のその辺については総務課長から答弁させますが、多分難しいんじやないかと思います。今、お話を聞いて。ただ、少なくとも社総交だけの今お話ししておりますが、これまでも直近で、この直近10年間、10年で社総交でやった道路工事が4本ございますし、それから復興交付金でやったのが1路線あって、町単でやったのが10路線もうやっております。ですから全くやっていないということではなくて、そうやってやっているんですが、例えば議員さんお一人お一人で、そっちより俺のところ大変だよねというのがあるって、なかなか回っていかないと、さっぱり回っておらほの工事、道路さっぱり立派にならないなという思いを、それぞれの議員さんそれぞれがお持ちだと思います。ですから、そういうことで先ほど言いましたように、これから、今年度以降の事業として今やっているのが横断1号線は決めたい。これは先ほど来お話ししていますが、それ以外にも町単で5路線今やっております。これをとにかく片づけていかないと、次に進めないということになりますので、まずは今、手をついている部分について1路線ずつ進めて完成をさせていくということが、今我々として与えられた一番のところかなというふうに思います。基本、ちょっと資料にもあるんですが、落沢線、大変御関心があるようですので、落沢線については調査はしていこうということにしておりますので、多分、改良になると思いますが、今手をつけていく調査、その前段の調査をしようということで考えておりますので、いずれ皆さん方、議員さんたちからも、おらほの道路、こっちの道路といろいろお話をいただいておりますので、そこは皆さんの1回に期待に応えることができないというのは大変申し訳ないんですが、いずれ順番に行くということだけはお話をさせておきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 今の議員のほうから、例えば新しい事業について委託して申請書等の作成というふうな話がございましたけれども、例えばなんですかけれども、その補助資料を単に作るというふうなことであれば委託というふうなところも考えられるとは思うんですけども、当然ながらその申請という行為に関しましては権限というふうなところもございますので、そこは当然ながら町がやるというふうなところになりますので、ただ、全体的に事業の流れ、申請の流れを考えた場合に、現状ではそういった部分を委託というふうなところは今のところ考えていないというところです。（「できないの」の声あり）補助資料を作成するというふうなことだけではできると思います。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） それだけでいいんです。それが一番難しいというかね。南三陸町長佐藤仁で判こについて、これは町の職員でもできるんですから。そこまで行くまでの資料づくりが大変なの。皆さん職員に、手いっぱい今仕事を持つてやっているわけ。その中で新規の事業だからって言われても、例えば私だってやる気なくしますよ、やりたくないですよ。やりたくないもんだから、町の職員を言っているんじゃないですよ。私のこと言っているんですからね。やりたくないから、やれない理由をつくるわけですよ。そっちに神経行ってしまって、手いっぱいだから。町の職員はそんなことはないと思いますがね。ですから、できればもう業者さんにそういった書類一切を作成して、あとは申請書の表書きは、これは職員の方々、そして事業の管理も職員の方ができるわけですからね。そういったほうのやったほうが、いろんな事業を新規の事業として取り入れることが可能なんではないかなという思いで今話をさせてもらっております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今の議員の御質問の中にありましたように、これは今までそういった、先ほどの総務課長の答弁の中にもありましたように、今まで新規事業等に関しましてはコンサルさん等のお力を借りないと、どういった設計でどれだけの面積をどういう形で整備するかと。町の職員だけでは確かに手に負えませんので、今までこれからもそういうものについては、その事前準備書類と、今の議員おっしゃる事前準備書類については委託に頼らざるを得ないというような状況でございます。その中で、なかなか新しい事業を何か探して書類作ってくれよというような委託はちょっとなかなか難しいとは思いますが、議員おっしゃるような内容の委託については、これまでこれからも実施してまいります。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） ちょっと建設課長の答弁と重複しますけれども、これまで何かの新しいことを町が補助事業としてやるという場合は、そのベースとなる何々計画とか、何々総合計画がないと補助事業というのはできないことになっています。そういった意味で、ただいま建設課長が申し上げましたように、コンサルを使ってその計画を作っていただいているというふうな状況です。それが例えば補助的な資料となって具体的な事業を行う際に、その補助的な資料を基に、職員が権限行使するというふうなところの説明を先ほどしたところでございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） ちょっと話に戻って確認します。その落沢線につきましては、来年度予

算で修繕をする、維持管理をすると。それから、（「調査」の声あり）調査をしてね。改修修繕はいつ頃になるの。来年度にならない。目標は改良工事だと。目標はね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 事業内容につきましては、横断1号線のような大々的な新設改良ということではなくて、どちらかといいますと維持管理に近い局部改良、あとは舗装傷んだところの改修というような予定としてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 計画は。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず、来年度予算計上いたしまして用地化の確認、それとどのような形で進めたらいいかの確認等々ございますので、恐らくその用地も若干絡んでくるだらうということを想定しますと、事業に実際に移れるのは6年、7年、8年度になるのかなとうふうには想定はしてございます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 6年、7年、8年とは。6年になるか7年になるか8年になるか分からぬということ。3年間でやるということ。違うの。何なの。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） すみません、私のちょっと答弁がまずくて大変申し訳ございません。まず来年概略の計画を練りまして、その上で用地交渉、詳細等を含めと、7年度と、それで事業の着手は8年度と、それから計画の中身によってそれとあと財源によって、それからちょっと何年かかるかというのは、この場ではちょっと明言はできませんので控えさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 三浦清人君。

○11番（三浦清人君） 今、終わるから、では最後にしますけれども、とにかく町長にいつも私心配しているのは、今横断1号線順調に進んでいる。交付金だから宮城県が配付するわけだ。いつだった、全く来ないときあったね。町長あのときに、国にも予算がないからみたいな答弁最初したんですよ。後で調べたら、宮城県の割り振りが私どもに来る分を女川のほうにやってしまったということで、あの1年間棒に振ったわけじゃないんだけれども、微々たるものだった。だからこういうことないように、町長、村井知事と仲がいいようなんですね、何でも言い合えるんでしょうから。だからそんなことしてちゃ駄目さ。むしろ多く寄越すように

話して、二度とそういうことのないように、そして1日も早く、1年も早く横断1号線を完成して、またそれを事業をよその事業に振り分けるというような考え方をしていただきたいと。何かありますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 努力してまいります。

以上で11番三浦清人君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明6日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さんでした。

午後3時26分 延会